

経 済 労 働 委 員 会 記 録  
< 第 2 号 >

令和元年第 5 回沖縄県議会（9 月定例会）

令和元年10月 4 日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 2 号>

開会の日時

年月日 令和元年10月 4 日 金曜日  
 開 会 午前10時 1 分  
 散 会 午後 2 時35分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第 8 号議案 沖縄県森林整備促進基金条例
- 2 乙第20号議案 県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 3 乙第21号議案 農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 4 乙第22号議案 水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 5 乙第23号議案 水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 6 乙第24号議案 通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 7 乙第25号議案 農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 8 乙第26号議案 地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について
- 9 請願平成29年第 2 号、請願平成30年第 3 号、陳情平成28年第86号、同第89号の 2、同第120号、同第121号、同第148号、同第152号、同第159号、同第165号、陳情平成29年第 3 号の 2、同第46号の 2、同第62号、同第91号、同第92号、同第93号の 2、同第94号の 2、同第105号、同第107号、同第110号、同第115号、同第126号、同第129号、同第130号、同第140号、同第146号、陳情平成30年第 8 号、同第14号、同第18号、同第21号、同第44号の 2、同第57号、同第59号、同第62号、同第78号、同第84号、同第87号、同第89号、同第102号の 2、同第113号、同第118号、陳情第 3 号の 2、第19号、第20号、第44号、第45号、第49号の 2、第52号、第84号、第85号、第88号の 2 及び第93号

10 視察調査日程について

---

出席委員

副委員長	瀬長美佐雄	君
委員	大浜一郎	君
委員	西銘啓史郎	君
委員	山川典二	君
委員	島袋大	君
委員	大城一馬	君
委員	新里米吉	君
委員	親川敬	君
委員	嘉陽宗儀	君
委員	金城勉	君
委員	大城憲幸	君

委員外議員 なし

---

欠席委員

瑞慶覧 功 君

---

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長	長 嶺 豊	君
流通・加工推進課長	下 地 誠	君
糖 業 農 産 課 長	喜屋武 盛 人	君
畜 産 課 長	仲 村 敏	君
村づくり計画課長	仲 村 哲	君
農地農村整備課長	長 本 正	君
森 林 管 理 課 長	平 田 功	君

商 工 労 働 部 長	嘉 数	登 君
ア ジ ア 経 済 戦 略 課 長	仲 榮 真	均 君
も の づ く り 振 興 課 長	古 波 蔵	寿 勝 君
情 報 産 業 振 興 課 長	谷 合	誠 君
雇 用 政 策 課 長	島 尻	和 美 さん
労 働 政 策 課 長	下 地	康 斗 君

○瀬長美佐雄副委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第8号議案及び乙第20号議案から乙第26号議案までの8件、請願平成29年第2号外1件、陳情平成28年第86号外49件及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、農林水産部長及び商工労働部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第8号議案沖縄県森林整備促進基金条例についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

長嶺豊農林水産部長。

○長嶺豊農林水産部長 おはようございます。

それでは、乙第8号議案説明させていただきます。

恐縮ですが、着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、農林水産部の乙号議案について、御説明をいたします。

本日は、サイドブックに掲載されております乙号議案説明資料により説明させていただきます。

それでは、ただいま青いメッセージで通知しました乙号議案説明資料をタップし、資料をごらんください。

今回農林水産部から御提案いたしました乙号議案については、条例議案1件、その他議案7件の合計8件となっています。

それでは、右から左に画面をスクロールしていただき、説明資料の1ページを表示してください。よろしいでしょうか。

乙第8号議案沖縄県森林整備促進基金条例について、御説明いたします。

この議案は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき譲与された額を、県が実施する森

林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、沖縄県森林整備促進基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるものであります。

詳細につきまして、担当課長から説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○平田功森林管理課長 森林管理課長の平田です。

着座して説明させていただきます。

本条例の設置について、その概要を説明いたします。

まず、本条例設置の目的についてですが、国において温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、平成31年3月29日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が制定されました。この法律により、森林整備及びその促進に関する施策を実施するための財源が、市町村及び都道府県に譲与されることになりました。本基金条例は、県に譲与される財源を適正に管理する必要があるため設置するものであります。

次に、森林環境税及び森林環境譲与税について説明します。

森林環境税は年額1000円を国税として、住民税とあわせて徴収されるもので、徴収の時期は現在、住民税に上乗せされている復興特別税が令和5年度まで行われることを考慮し、令和6年度からとなっております。

森林環境譲与税は、森林環境税により得られた税収を市町村及び都道府県へ譲与するもので、譲与税は森林現場における諸課題に早期に対応するため、令和元年度一今年度より開始されます。課税が開始されるまでの間は、交付税及び譲与税特別配付金と特別会計から借り入れることになっております。

次に森林環境税譲与税の用途についてでございます。

法律によりまして、市町村の用途と県の用途が定められております。市町村の用途につきましては、まず1番目に森林の整備に関する施策、2番目に森林の整備を担う林業従事者等の育成、3番目に森林の有する公益的機能に関する普及啓発、4番目に木材の利用の促進に関する施策であります。

県の用途ですが、1番目に市町村が実施する上記森林整備に関する施策の支援、2番目に林業従事者等の育成、3番目に森林の有する公益的機能に関する普及啓発、4番目に木材の利用の促進に関する施策となっております。

最後になりますけれども、本条例の概要、構成について説明いたします。

次のページに条例案があります。

条例は第1条で設置目的について、第2条で積み立ての保護について、第3条で管理について、第4条で運用基金の処理について、第5条で繰りかえ運用について、第6条で処分の方法について、第7条で規則への委任を定めており

ます。

なお、本基金条例につきましては、本県のほかの基金の運用と同様な取り扱いを考えておりまして、ほかの基金条例と同様の規定としております。

以上です。

○長嶺豊農林水産部長 以上で、乙第8号議案の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瀬長美佐雄副委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 お疲れさまです。

国が定めた基準で割り振りということになっているんですけども、見通しとして、沖縄県にどれくらいの割……、額がどれくらい回ってくるのか。そして、市町村がこれまで取り組んでいるのもあるし、県の施策としてやってるのもあると思うんですけども、そういうようなものが、この基金を活用することによってどう変わってくるのか、その辺についてをお聞きしたいです。

○平田功森林管理課長 お答えします。

今年度、本譲与税が沖縄県に交付される額は、県全体で8365万8000円になります。沖縄県へはその全体の2割、1673万8000円。市町村へはその8割、6692万円が交付される予定となっています。交付につきましては、年2回、9月と3月、2回に分けて交付される予定となっております。1回目の交付につきましては、9月30日に既に交付決定されております。

各県内の市町村の森林整備等々がどう変わるかということなんですけど、現在、沖縄県の森林整備は、市町村有林がもう7割ぐらゐを占めていまして、市町村有林をメインに森林整備を行っております。一方、私有林につきましては、森林整備のコストがかかるであつたりとか、林業の生産性がなかなかうまくい

かないということで、進んでいないような状況にあります。

今回、この森林譲与税を活用しまして、例えば復帰前に収穫されて、そのまま放置されて過密になっているような森林群や、あるいは森林地域で森林の機能が求められるところで、無立木地化一木が生えていないところへの造林、植栽であったりとか、あとは中南部とかギンネム林がはびこって一優先して郷土樹種が生えていない、本来の植生になっていないような、そういう森林について森林整備が進むことを期待しております。それについて県は、支援をするという形になっております。

**○大城憲幸委員** 初年度、額的には8300万円くらいということで、余り大きくはないなというのが個人的なイメージなんですけれども、これは次年度以降大きくなっていくんですか。あるいは、令和6年からはもう本格的に徴収のほうも始まっていくんですけれども、それによってだんだん充実していくという考え方ですか。

**○平田功森林管理課長** 令和6年度から税は徴収されます。現在は交付税か特別交付税から借り入れして行っていて、令和6年度の徴収額が約600億円と試算されておまして、令和元年度は全国で200億円、約3分の1が交付される予定です。

令和5年度までは借り入れをして、それが200億円、300億円まで上がります。令和6年度から徴収されまして、令和7年度から徴収した額から特別交付税に返還する、返していくような形になります。

満額になる時期は、令和15年度以降が600億円、満額になります。そのとき、沖縄県全体としましては、今年度が8300万円ですが、令和15年以降は2億5000万円になります。県に対しては2500万円、市町村に対しては2億2500万円交付される予定となっております。

**○大城憲幸委員** ここ数年というのは、大体今の額で推移するということですか。

**○平田功森林管理課長** 令和3年度までは、国全体で200億円。令和4年度から令和6年度までは300億円となっていて、県の額ですと、令和3年度までは今年度同様な8300万円、令和4年度から6年度までは1億2500万円、令和7年度から令和10年度までは一千六百、七百万円、徐々に増額していくような形になっております。

○大城憲幸委員　ちょっと戻るといふか、前の議論に戻るんですけども、下地島空港の議論をしたときに、前に県産木材を使うとかいふような話で、大分期待をしました。ただやっぱり、施工してみると耐火性の問題とか、強度の問題とかいろいろあって、結局県産はほとんど使えなくて、県外から持ち込んだっというように聞きました。

それを踏まえて、この条例の中に木材の利用促進なんかもあるんですけど、とりあえず8000万円くらいでは通常の管理とか、管理できていないところをやるっていうことにしかならないのかなと思うんですけども、ただ今後を考えると、今、全国的にも高層ビルにも木材を使えるというような時代になっているようですし、その辺もどんどん進んでいるようです。ただ、県としてそういう部分に進んでいくのか、それともやはり沖縄県として、そういう技術開発なんかでやるのではなくて、伝統工芸の部分にも木材を使うとか、そういうような方針があるのか。あるいはそういうような方針に、この基金、この財源がどう振り向けられるのか、その辺について最後をお願いします。

○平田功森林管理課長　下地島空港につきましては、鹿児島産の次がCLTという、材の構造で多く使われております。ただし、内装といふか中の喫茶店のカウンター材であったりとか、テーブル、椅子とかで地元産のヤラブですね、ヤラブが使われているようです。

本県の森林木材の状況なんですけども、他県と違いまして杉、ヒノキは立地上適さないので多くはありません。リュウキュウマツをメインとしまして、シイとかイジュとか、あと離島でいうとヤラブとかそういう広葉樹材になります。そういう広葉樹材等々は、建築における構造材一柱であったりとか外の壁とか屋根とかにはどうしても向きません。

それで今、我々県が進めているといふか以前から進めているのがこういうテーブルであったりとか、椅子であったりとか、あと内装材ですね。床のフローリングとか、空手会館に一部リュウキュウマツのフローリングが使われておりますので、やっぱりそこまで多くの材は沖縄県の場合は出ませんので、それに付加価値をつけるような材の利用をしたいと考えております。

また、伝統工芸材につきましても、例えば首里城や伝統建築の復旧材の一部利用であったりとか、漆器の材料であったりとか、それはもうちょっと時間かかりますけど、それは計画的に推進していきたいと考えております。あと、この条例を使った市町村への材の利用につきましては、学童机であったりとか、図書館の閲覧テーブルであったりとか、そういう県産材の利用を進めていき



いと考えております。

○大城憲幸委員 この財源を使って、例えばそういう技術開発というか、そういう部分に多くを向けるのか、それとも、例えば県産を使ったら補助するとか、そういうような部分にも使っていけるのか、その辺について最後お願いいたします。

○平田功森林管理課長 この譲与税の県の使途につきましては一応市町村の支援という形になっていまして、木材の利用につきましては林業木材業者さんと市町村をつなぐような役割と、技術開発につきましては、今現在、実際単費等でやっていますので、それについては単費でやっていきたいと考えております。

○大城憲幸委員 以上です。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。  
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 1度森林管理課さんと一緒に、北部の伐採にいろんな現場見に行って、何とか公園一木を使ったおもちゃ美術館とかもいろいろ見せてもらいました。あのときに伐採したとはいえ、いろんな植林も一生懸命やっている現場も見せてもらって、NHKの方も一緒に来てもらってテレビで報道されたと思います。非常に努力されていることには敬意を表しながら、ちょっと確認したいんですけど、この税ができる前の、実際県や市で森林整備にかかっている予算、費用というんですかね、どれくらいの予算が今までかかっていますか。年単位でいいんですけど。

○平田功森林管理課長 今現在、森林整備に使っている予算は国からの補助金も、国、県の補助金で市町村に補助金を交付しまして、執行しているところで、今現在全体で、済みません、細かい数字はちょっと忘れたんですけど……。平成30年度の造林の決算額は3億5900万円になっております。

○西銘啓史郎委員 これは県の予算として、あと市町村は別途、自前で構えている、それともこの予算を使って市町村もやっているということでもいいですか。どういう理解をしたらいいですか。

○平田功森林管理課長 この予算が市町村に対して約7割の補助で、市町村が3割を負担して造林を執行しているところです。

○西銘啓史郎委員 森林整備というのは、見方によっては環境の破壊みたいなことを言う方もいらっしゃると思うんですけども、もちろん環境面も大事だと思います。伐採し過ぎていろんな何ていうんですかね、震災、まあ天災が起るとかということもあるので、私も理解はしますけれども、ただやっぱり現場行って、見て、皆さんがやっている努力を見ると、一概に環境破壊だけではないなという気は、私はしました。

実際に、木材を使っているいろんな工具をつくったり、工場、それから環境がとっても古くなってきて、森林組合のほうにも行きましたけれども、やはりああいう現場を見ることで、皆さんの御努力というのは私も理解をします。それでちょっと確認ですけど、平成31年3月29日に制定されて、9月に交付が決定しているとおっしゃいましたけど、6月議会で何かこれ、県の条例の話はなぜ9月になったのかというのはどういう理由ですか。基金条例を9月に、6月ではできなかったのということを知りたい。

○平田功森林管理課長 この譲与税につきましては、4月1日に法律が施行されておりまして、税の交付が9月末ということは聞いておりまして、その税の額につきましては、まだ詳細につきましては明らかにされておりませんでした。県の財政部局であったりとか、条例の部局等々調整しまして、交付がされる時期の9月に、6月じゃなくて9月に条例を制定しようという形になって、今回上程している次第であります。

○西銘啓史郎委員 この条例制定に反対はないかもしれませんが、6月でも準備しようと思えばできたという理解でいいですか。それとも、これはどういう理解……。

○平田功森林管理課長 6月ですとまだ額も正式に決まっていなかったもので、今回、9月のこの条例とあわせて9月補正に、県の予算も一緒にセットで上程したところでもあります。

○西銘啓史郎委員 ある程度理解しました。いずれにしても、もう一つは、国税として住民税と徴収するというのが令和6年からあるということなので、この辺もしっかり丁寧に説明していかないと、恐らく県民、国民からいろんな声

が出ると思いますので、それについてはしっかり、以上です。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

親川敬委員。

○親川敬委員 まず、全体の2割、8割の話があって、8割は市町村だという話がありましたけども、各市町村への配分の基準というのは、何が基準になりますか。

○平田功森林管理課長 算定基準ですけど、全国の森林譲与税の額が200億円です。それに全国各市町村の私有林の人口林面積が5割、林業就業者数が2割、人口が3割で按分をしております。

○親川敬委員 それで今、市町村によっては森林整備計画というのは持っている市町村があると思うんですけども、もし把握されているのであれば一必要ないところもあるのでしょうか、どれぐらいの市町村が森林整備計画を持っていて、特徴的な、こういうのは一先ほど、机、椅子の話がありましたけども、この辺情報持っているのであれば。

○平田功森林管理課長 森林整備計画につきましては、森林法に基づきまして、全国森林計画があって、県の地域森林計画があって、市町村の森林整備計画は全市町村で策定する形になっております。特に特徴的な森林整備計画でいいますと、木材の拠点産地として位置づけられています国頭村が今、国立公園に指定されまして、世界遺産の推薦を今取り組んでいるところでありまして、そこにつきましては、守るところと利用するところを利用区分しまして、守るところは守る、利用するところに関しましては、環境に配慮した形で森林施業を持続的にしていくという、そういう文言で位置づけをしています。

○親川敬委員 イメージとして、私の持っているイメージで、もしそこはもう少し違うところがあるんだよということがあればおっしゃってほしいんですけども、出口というのかな、この譲与税の出口というのは、要するにもう木材ということになるんですか。例えば、木材運び出すための整備を、環境整備をするんだとか、あるいは木材を利用するためのもろもろの整備が必要だよっていう場合であれば、そういうところも使えるんですか。使途の目的というか。

○平田功森林管理課長 この環境税ができた目的というのが、温暖化対策と山地災害防止で、温暖化対策につきましても、森林吸収源として森林が二酸化炭素を吸収するものとして、京都議定書以降、パリ協定で国内のノルマが課せられていまして、森林を整備することによって森林吸収源がアップしますという、そのために私有林も—これまで手をつけていない私有林を整備しましょうというのが大きな目的になっていまして、森林はそのまま放置するんじゃなくて、活用して、木材として活用をして、木材を活用することによって、また二酸化炭素は固定されますので、収穫すればそこにまた樹木を植栽すれば、それがずっと循環していくという形になります。

また、森林整備するためには、どうしても作業道とか路網が必要になっていきますので、そういう作業道とか路網も一応、この譲与税で整備できるようになっています。

また、そういう実際の林業現場だけじゃなくて、県民、国民に対して、森林のそういう広域的な機能—災害防止だったり、水源涵養だったりとか、当然木材利用もありますし、そういうものに対しての普及啓発にも一応充てていいという形になっております。

○親川敬委員 最近というか、各市町村のダムのあるところの、ダム所在市町村の環境を守るための、例えばダム祭りだとか、そういうのはだんだん予算が削られてきて、もうダム祭りとかはもう開催できないよというところまできている市町村もあるようですけれども、この辺は、さっきおっしゃっている普及啓発という点からすれば、そういうところへの活用も大丈夫なんですか。

○平田功森林管理課長 基本的には地域の固有財源として、市町村が用途を決めるという形になっています。法律に基づいた用途に使う形になっていまして、森林整備の促進に関することの施策という形になっていまして、先ほどもありましたその中でダム祭りの本体じゃなくて、その一部のイベントとして、森林環境教育という形で森林の重要性を教育するような、そういうツアーに使ったりとか、そういうのは可能だと考えております。

○親川敬委員 最後に、あとは予算の運用というんですかね、その辺のところなんですけれども、市町村で譲与金ですから、譲与税ですから、交付されたら財源としてはそういう目的のことで使うんでしょうけれども、例えば年次的に先ほど言った市町村で森林計画を持っているところで、例えばことは計画だけだね、3年、4年かけて整備していこうねというときには、この譲与税の使い

方というのは、例えばもう市町村で基金をつくれれば、そこにストック、基金化できるのか。それとも、その辺の取り扱いというんですかね、その辺はどうなるんでしょうか。

○平田功森林管理課長 市町村におきましても、県と同様でこの条例の基金をつくっていただきまして、額がどうしても沖縄県は少ないですので、それを目的に置いて積み立てて、二、三年積み立てて活用をするような、そういう今、市町村と調整しているところで、現在約7割、8割ぐらいの市町村が基金条例を制定、今回9月に条例制定するのが多いと聞いております。7割、8割ぐらいは基金を制定するというのを聞いております。

○親川敬委員 終わります。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第20号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第21号議案農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第22号議案水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第23号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第24号議案通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、乙第25号議案農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について及び乙第26号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収についての議決議案7件の審査を一括して行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

長嶺豊農林水産部長。

○長嶺豊農林水産部長 それでは、説明資料4ページから10ページまでの乙第20号議案から乙第26号議案まで、続けて御説明いたします。

説明資料の4ページをごらんください。

乙第20号議案県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について、説明します。

この議案は、県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

次に、説明資料の5ページをごらんください。

乙第21号議案農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、御説明いたします。

この議案は、農地整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

次に、説明資料の6ページをごらんください。

乙第22号議案水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、説明します。

この議案は、水利施設整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

次に、説明資料の7ページをごらんください。

乙第23号議案水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について、説明いたします。

この議案は、水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

次に、説明資料の8ページをごらんください。

乙第24号議案通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について、御説明いたします。

この議案は、通作条件整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

次に、説明資料の9ページをごらんください。

乙第25号議案農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について、御説明いたします。

この議案は、農業基盤整備促進事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

次に、説明資料の10ページをごらんください。

乙第26号議案地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収につ

いて、御説明いたします。

この議案は、地域水産物供給基盤整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とするものであります。

以上で、乙第20号議案から乙第26号議案までの説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瀬長美佐雄副委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第20号議案から乙第26号議案までの7件に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 1点だけ、21号議案だけ教えてください。5ページお願いします。

採択要件基準のところであるように、基盤整備なんかが終わったところで、作物の生育、農作業に障害を与えるような土壌ということですがけれども、土壌改良なんですけれども、北大東で今、どういう経過でこういう土壌改良が必要になっているのかって教えてください。

○長本正農地農村整備課長 お答えします。

今、計上している北大東村で行われている土層改良でございまして、北大東村は基盤整備はほとんど終わっているんですが、そこが硬盤層とって、下のほうがかたくなっているものですから、排水性が悪くなっております。そこら辺の改良とか、あと酸性的な土壌なものですから、これをちょっと改良するという、そういったいきさつで始まった事業です。

○大城憲幸委員 これは例えば、ほぼサトウキビだと思えるんですけども、サトウキビの連作なんかによって土壌が地力がなくなっているというよりは、その何とかな、あの土の層の厚さがもともと浅いとか、そういうようなものを改良するっていうことなんですか。それとも、堆肥入れたり、そういうことで肥沃土を増すとかそういうことになるんですか。その辺簡単にどんな改良をするのかお願いします。

○長本正農地農村整備課長 北大東村は、この土層がかたいというわけではな

くて、土層が浅いではなくてですね、土層が踏み固められたことによってかためられ、底がかたくなったということでやっております。それとpHが5未満の強酸性土壌となっておりまして、そこら辺を改良するというのでこの事業を導入しているということですね。

○大城憲幸委員 踏み固められたっていうのは、もうハーベスターで常に収穫しますから、そうだと思うんですけども、そういう意味では、南大東なんかも同じような状況にあるのかなと思うんですけども、やっぱりサトウキビを連作することによって踏み固められた、そしてpHがどんどん酸性化していったという意味では、これは今後も北大東全地域とか、あるいは南大東まで県としてはもうどんどん、毎年導入していく事業という認識でいいんですか。

○仲村哲村づくり計画課長 今の委員御指摘のとおり、ほかの地域でもこういう状況がある場合は、今の北大東村の事業の事例を参考に、導入のほうを今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○大城憲幸委員 簡単にどんなものをやるの。例えば、物理的にそれをやわらかくするためのどんな作業をすとか、酸性をpH中性にもっていくためにどういうものを入れるとかっていうのを簡単に教えてください。

○仲村哲村づくり計画課長 まず、硬盤層一要するに土層がかたくなっている場合はですね、一般的に深耕、トラクター、プラウによる作業を行っているので、そういうものでは足りないので、リッパーローラーとか、そういうところで対策をしたいというふうに考えているのが1つと、あと、強酸性の矯正については、現場で発生する石灰岩等を砕いたものをまぜながら改良をすとか。あと、土層の中の有機物が不足している場合は、堆肥なんかの有機物を投入して改良をすると、そういうことを考えております。

○大城憲幸委員 わかりました。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。  
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 4ページ、ちょっと基本的なことから確認ですけど、いろんな事業、水利施設だったり、農地の中でも整備、保全整備ありますけど、国



と県の割合が8割、7割5分とありますね。事業によって法律で決められているとは思いますが、その後の県と地元が、例えば2割負担を11対9、離島でいろいろありますけど、この県と市町村の割合が変わったりする、これは何で決まっているんですか。その基本的なことを、済みません、説明簡単をお願いします。

○長本正農地農村整備課長 お答えします。

基本的に残りの分は折半という形になるかと思いますが、そこで折半で、あとは離島加算とか、そういったもので分けられている……。

○西銘啓史郎委員 例えば国が8割だったら、県地元で2割だけど、これ見たら11対9があったり10対10があったりするじゃないですか。もっと言うと、括弧で離島の比率が一律じゃないですよ。その辺はこの事業によって何か特殊性があるのかどうか、どういうふうに決まるのかをちょっと教えてほしいんですけど。国8割、県2割、その中の離島と沖縄県、この何か割合が変わる、あるいはどのように決定されているか教えてほしい。

○仲村哲村づくり計画課長 負担金の割合ですけれども、基本的に国の補助分については、地元のほうで県、市、農家さんで負担するということがあるんですけど、まず事業をやるときに国のほうからそういう補助負担分についてのガイドラインというのが、基本的に提出されます。一応、そういうのを参考にしながらそれぞれの地域、都道府県の事情とか、あとその地域の事情を勘案して県の負担割合、あと市町村の負担割合。市町村の中でも農家さんとの負担がありますので、そこもその地域の農家さんなんかの状況に応じて、分けていくという形になるかと思います。

○西銘啓史郎委員 なるかと思いますがじゃなくて、なりますと言い切らないと、県としては。どうなんですか。

○仲村哲村づくり計画課長 申しわけございません。

思いますではなくて、そういうふうにはやっております。

○西銘啓史郎委員 国が8割負担、75%負担、残りは基本的には県と市町村は基本は半分—2分の1ずつだけど、いろんな国からのガイドラインもあるけれども、県は市町村と相談をしながら割合を決めていくと。決定権は県にあると

いう理解でいいですか。決定権、国が決めるわけじゃないでしょ。国は8対2なら、2は県と市町村でやりなさい、2をどう割るかは県が決めるという理解をしていいですかということですけど。

○仲村哲村づくり計画課長　そういう認識です。

○西銘啓史郎委員　あと、県と地元の中と、括弧の離島が違うんですけど、離島もこれ多分一くくりで、例えば予算的に豊富な自治体も、市町村も、小っちゃな島も、例えば15対10だったら島が10負担するということですよ。一律ですよ、離島という場合は。そういう理解でいいですか。

○長本正農地農村整備課長　はい、そのように。

○西銘啓史郎委員　この辺は例えば、毎回言うんですけど、大きい離島一宮古、石垣のように一石垣の方もいますけれど、予算が潤沢にあるところも負担する額は、渡名喜のように税収が年間の予算十何億もないようなところも同じ額を負担するという理解でいいんですね。パーセンテージが低く。

○長本正農地農村整備課長　そのようになっています。

○西銘啓史郎委員　特にこの辺の離島の大小と、そういった予算の規模を勘案したようなものには今後はならないと、これはもう全て一離島の中でも離島という一くくりで、全て負担率も一緒ということで、これは考慮することもできるのかどうか。ここは最後1つ聞きたいと思います。離島の中の細分化ですよ、要は。

○仲村哲村づくり計画課長　市町村ごとのその辺の事業を勘案して市町村ごとに分ければ一番いいんでしょうけれども、それだとなかなかそういう收拾というか、整理がつかなくなるので、基本的には国と市町村という一くくりでの仕分けになります。

○西銘啓史郎委員　最後はお願いですけど、離島にも離島の大小一差があるし、いろんなものがあるんで、可能であれば検討をしてください。

以上です。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第20号議案から第26号議案までの7件に対する質疑を終結いたします。

続けて、請願、陳情審査に移ります。

次に、農林水産部関係の請願平成29年第2号及び陳情平成28年第89号の2外30件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

長嶺豊農林水産部長。

○長嶺豊農林水産部長 それでは、農林水産部関係の請願・陳情案件につきまして、御説明いたします。

ただいま青いメッセージで通知しました請願・陳情説明資料（処理概要）の目次をタップして、資料をごらんください。

農林水産部関係の請願・陳情は、継続請願1件、新規陳情2件、継続陳情29件となっております。

継続審査となっております請願・陳情のうち請願1、陳情1から21まで及び陳情23から29までにつきましては、処理概要の変更はございませんので説明を省略させていただき、処理概要の変更がありました陳情22の1件の継続案件と、陳情30及び31の新規案件2件について、御説明いたします。

初めに、継続陳情1件について説明いたします。

60ページをお開きください。

陳情平成30年第102号の2美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきましては、処理概要に変更がございます。

63ページをごらんください。

変更した箇所は、下線に示したとおり、4に最後の段落の追加となります。

それでは、追加した段落を読み上げて説明いたします。

「なお、8月6日に県知事より農林水産大臣に対し、事業継続について要請をしたところです。」

陳情平成30年第102号の2の説明は、以上となります。

次に、新規の陳情2件について説明いたします。

80ページをごらんください。

陳情第88号の2美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情につきましては、処理方針を読み上げて御説明いたします。

82ページをごらんください。

1、農業次世代人材投資事業は、次世代の農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農開始直後の経営確立を支援する資金を交付する事業であります。農業次世代人材投資事業については、9月末現在、県の要望額に対し、国の内示額は約70%となっており、経営開始型及び準備型の継続分を優先的に事業を進めているところであります。

国においては、8月末時点の新規採択に係る調査結果や関係書類等の精査を行い、追加配分を希望する都道府県に対し配分することとしており、県では、国に追加要望をしたところであります。引き続き、予算確保に向けて国に働きかけてまいります。

2、農林水産物流通条件不利性解消事業は、一括交付金を活用して実施しております。補助対象品目については、国等との調整を経て、戦略品目に位置づけられた農林水産物を対象として認められており、保存が可能で集約して計画的な出荷が可能となる加工品は補助の対象と認めておりません。加工品を補助対象品目とする場合は、本事業のスキームを根本から見直す必要があり、本事業のあり方自体に影響が出てくるものと考えております。また、奄美群島振興交付金を活用し実施されている奄美群島農林水産物等輸送コスト支援事業では、市町村が実施主体となって取り組んでいることや、県内離島4市町においても、一括交付金を活用して沖縄本島までの水産物等の航空輸送費に対する補助を行っているところであります。このことから、加工品の輸送費補助については、輸送費を補助する必要性や市町村との役割分担の中で検討していく必要があるものと考えております。

3につきましては、経過・処理方針については、平成31年4月25日第49号の2の項目4番と同様であります。

次に、4、下地島地区については、宮古島市において、平成25年5月に宮古島農業振興地域整備計画を変更し、農業振興地域の農用地区域を設定したところであります。

市の農業農村整備事業管理計画では、下地島の農業振興を図るため、これら農用地区域内において区画整理、防風林等の農地基盤の整備を導入する計画となっております。しかしながら、農地基盤整備の事業化に向けては、営農計画の確立、農業用水の確保、権利者の設定等の課題が残されております。県とし

ましては、宮古島市等、関係機関と連携し、下地島における農地基盤整備事業の早期導入に努めてまいります。

次に、84ページをごらんください。

陳情第93号フードバンク活動の支援継続を求める陳情について、処理方針を読み上げて説明いたします。

食品関連事業者等からの規格外食品等の提供や、フードドライブと呼ばれる活動による家庭からの未利用食品の提供等を受け、ひとり親世帯や生活困窮世帯、子供食堂等への供給に取り組むフードバンクについては、陳情者と石垣市で活動する2団体を確認しております。一方、農林水産省においては、食品ロス削減の促進のため、設立初期や青果物等生鮮食品の取扱量拡大に取り組むフードバンクに対し、フードドライブに係る取り組みを除き、食品関連事業者等からの規格外食品等の提供を受ける取り組みについて支援を行っております。

県としましては、食品ロス削減のため、陳情者の意向を確認し、関係する部局で連携して対応してまいります。

以上、農林水産部所管の請願・陳情について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○瀬長美佐雄副委員長 農林水産長部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員みずから通知し、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 21ページですけれども、平成29年91号ですね。継続の問題ですけれども、5番の石垣市における農地農村整備事業の予算の適切な配分というところ。

令和元年で18億2000万円計上をしていただいで事業が進められるということですが、このような要請が出るというのは、基本的に全体的におくれているからということも背景にあるかというふうに思います。それで、国営のほうは順調に進んでいるというのをお聞きをしておりますが、この農業農村整備事業の関連事業が予算の計上の問題ということをお聞きしていますが、全体

的におくれているということで、事業間の流用や補正予算についても対応もしたいというようなコメントもありますけれども、今、全体的にどれぐらいおぐれていて、令和2年はどれぐらいの予算措置を今、見込んでいるんでしょうか。お願いします。

**○長本正農地農村整備課長** 国営石垣島地区の国営の関連地区の進捗ですけど、継続地区としての圃場整備関連としまして、今、大座地区ほか8区を実施中です。県営5地区、団体営は4地区ということでやっております。これは関連圃場整備事業の事業費的に23.1%、面積として23.6%となっております。

次に、かんがい施設整備関連ですが、これも県営大座地区ほか9地区で、県営4地区、団体営6地区をやっております。事業費的には18.8%、面積としては18.9%に当たる進捗と今なっております。

**○大浜一郎委員** 全体でどれぐらいおぐれているんですか。計画どおりには行っていないわけでしょう。どれぐらいおぐれているという見立てなんですか。

**○瀬長美佐雄副委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、大浜委員からどのぐらいおぐれていて、次年度の予算はどのくらいあるかとの質疑内容の補足説明があった。)

**○瀬長美佐雄副委員長** 再開いたします。

仲村哲村づくり計画課長。

**○仲村哲村づくり計画課長** 済みません、今、手元に資料がございませんので、調べて後ほど御説明に上がりたいと思います。

**○大浜一郎委員** それでは、令和2年度の予算に上げてある計画としては、どれぐらいの予算を今、計上されていますか。

**○仲村哲村づくり計画課長** 令和2年、石垣という限定ではなくて、県全体の考え方というか要望額で説明をしたいと思います。

県としては、内閣府に対して、内閣府一括計上分として対前年比約1.3倍の193億円を要求したところでございます。ただ、先ほどの8月末に出た内閣府からの概算要求のものをみると、県の要望に対して少ないという額だったので、

そういう状況でございます。

○大浜一郎委員 私はこの石垣地区関連についての予算の額を聞いているんですが。全体額じゃないんです。

○仲村哲村づくり計画課長 今の石垣の国営関連だけに絞ってのものは、ちょっと今、持ち合わせておりません。

○大浜一郎委員 これ計画予算がないって、どうやって事業を進めるんですかね。対前年比幾らぐらいの予算措置が必要だというのありませんか。

○仲村哲村づくり計画課長 持ち合わせていないというのは、計画が持ち合わせていないというわけではなくて、資料を今、持ち合わせていないということでの説明でした。申しわけございません。

○大浜一郎委員 後ほどまとめて、全体で本来ここにまで行くべきけど、そこまで行っていない。対前年は、多分あれ18億2000で、その前年度より少し上乘せして計上したはずなんですよ。今回は、じゃあ追いつくためにどれぐらい必要なんですかと。基本的にこれ、本管ができてこの整備事業がうまくいかない。早目に、これ生産活動が鈍りますからね。絶対これはぜひ、しっかり整理整頓されたほうがいいと思います。ぜひその辺のところよろしく願います。あとは後ほど調べて、お聞きさせてください。

○長嶺豊農林水産部長 石垣地域からもいろいろ要望もあります。予算確保に向けても、しっかり取り組みたいと思いますし、あと先ほどちょっと資料を持ち合わせていなくて大変恐縮ですが、また後ほど御説明をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大浜一郎委員 済みません、もう1点だけ。竹富町の件なんですけども、今働き方改革の関係で、竹富町内には西表、小浜、波照間に製糖工場があって、働き方改革で宿舎の件があるようなんですが、これは国との割合とか、例えば県との割合とか、いろいろあるかもしれません。町で3つの宿舎をつくらなければならないというような、実は現実もあるものですから、その件について何か問い合わせもしくは善処策、そういった対策をとられていることがありますか。

○喜屋武盛人糖業農産課長 お答えいたします。

働き方改革に伴います製糖工場の宿舍の整備、季節工を受け入れるということで、宿舍を整備するというので、竹富町につきましては小浜、西表それから波照間、3つの工場に対して宿舍の整備が必要というのは聞いております。

これにつきましては、内閣府の沖縄製糖業体制強化対策事業の中でメニューがございまして、補助率が10分の8でございまして、10分の2は市町村の負担ということになっております。竹富町役場のほうからは、町長のほうからも竹富町は3つの工場を抱えているということは聞いておりますが、国のこの事業のスキーム上、一旦、市町村のほうで事業主体になっていただいて、それから指定管理等で地域のどなたが指定管理になるかは今後の調整だとは思いますが、そういう事業のスキームになっているということで、相談を受けておりますが、今まずこれでやってですね、我々としては、その事業の計画の策定ですとか、こういったところにつくったほうがいいですとか、これぐらいの製糖工場だと季節工がこれぐらい必要じゃないですかとか、そういった計画策定の委員会等に参画させていただいて、いろいろアドバイス、あるいは助言等をしているところでございます。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 84ページの93号、フードバンク活動の支援について伺いますけれども、この陳情者は具体的に活動継続のための支援、そして、さらにはまた、この倉庫をこの活動を運営するための備品や、あるいはまたボランティアの皆さん方を支える支援について具体的に要請があるんですけど、この皆さんの処理方針は、関係するところと連携しながら対応していくということで書いてあるんですけど、これは具体的にその陳情者の要望に応えられるような支援ということで理解していいですか。

○下地誠流通・加工推進課長 農林水産省でフードバンク活動を支援する補助金がございまして、この補助金につきましては、平成30年度までは農林水産省が直接、県でいえば総合事務局のほうで直接持っておったんですけども、アール元年度から県経由という形になって、補助金があります。



ただ、この補助金に関しましては、食品、生産者一つくる側からの視点でフードバンク活動を支援するという補助金なものですから、食品関連事業者一厳密に言いますと農林水産漁業者ですとか、食品加工事業者ですとか、そういうところからフードバンクさんに物を運ぶ車代のリース料ですとか、保管するための倉庫代とか、そういうものに2分の1補助するという事業でございます。なので、少し制約が厳しいという状況にあります。

委員が人件費の話をしておりましたけれども、人件費までは対象になっておりません。

○金城勉委員 この件については、具体的に陳情者との意見交換とか、やりとりというのはやったことはあるんですか。

○下地誠流通・加工推進課長 せんだって当課の職員のほうが、電話等で聞き取りさせてもらいましたけれども、当陳情者は過去に2度、総合事務局のほうから直接補助金を受け取りますが、制約が非常に厳しくて、使い勝手が余りよくないということで、農林省の補助金についてはアール2年度についても要望はしていないという旨の話は聞いております。

○金城勉委員 私もこの活動の状況、現場を見てきたんですけどね、非常にその食品ロスの削減法もできたということもあって、非常に活発化してるんですね。そしてまた各関連のそういう施設や、あるいはまた、市町村からの要望も非常にふえてきているということで、なお一層頑張りたいという、そういう思いはあるんですけども、残念ながらそういう施設の面とか、あるいはまた、その支援員の面とか、維持費であるとか、運営費であるとか、そういう具体的なところで行き詰まっているんですよ。せっかくここまで頑張ってきて、そしてそういう法律もできて、いよいよこれからという、そういう状況の中でね、利益を生むような事業じゃないですから。ですから、そこをサポートできるようなことを検討をして、今皆さん書いてあるように、そういう関連部局との連携の中で、具体的なそういう要求に対して応えていくという、そういうものをぜひ検討していただきたいんですけども、どうですか部長。

○長嶺豊農林水産部長 陳情者の意向も含めまして、我々関係部局でどのような形で支援ができるのか、そこは部局でもいろいろ相談しながら連携して対応をしていきたいと考えております。

○金城勉委員 せっかく軌道に乗ってきて、また需要も高くなって、そしてまた、時代の流れにも応えるような、そういう取り組みを、非常に高い評価をする、できるような活動ですから、尻すぼみに終わらさないように、ぜひサポートをしていただきたいと思いますということを要望して終わります。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。  
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 済みません、本来大城委員がするかもしれませんが、83ページの3ですけどね、獣医師の増員確保。この件は、平成31年は離島振興協議会からの要請で、今回は美ぎ島美しゃ市町村会からの要請になっているんですけど、処理方針一緒とありますけど、①から③、79ページに①から③の処理方針がありますね。実態として今、①であれば就学資金の給付、何件、幾らぐらいやったかという、この②の説明会の開催を何件やったかという、この3点について回答をお願いしますか。

○仲村敏畜産課長 獣医師確保に向けての奨学資金に関する説明については、毎年実施しております。実績としましては、平成29年度がお二人、平成30年度が0となっております。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から今の答弁は就学資金の件数なのか、説明会に参加した人数なのかとの確認があった。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。  
仲村敏畜産課長。

○仲村敏畜産課長 獣医師確保対策に係る養成のための就学資金に関しては、まず各大学に訪問しまして、産業動物獣医師に関する説明を行いまして、就学資金の貸与もあるということで、大学訪問によっても説明会を開催しております。

○西銘啓史郎委員 僕の質疑は①就学資金何名、幾ら。②どこの大学何件、何回。③体験学習、どこで何名というふうに答えてほしいんですよ。これは①、

②、③で個別に答えてほしいんですけど。私の質疑の仕方が悪かったら、済みません。

**○仲村敏畜産課長** ①番の獣医大学を対象とした就学資金の給付につきましては、平成29年度が2名、30年度が0です。2番に対する、獣医大学訪問による説明会の開催が、平成29年度が3大学、平成30年度が3大学になります。それから、3番のインターンシップ等の受け入れに関しては、平成29年度が4名、平成30年度が9名になっております。

**○西銘啓史郎委員** ありがとうございます。

今年度も継続して同じようなことをしてと思いますが、今、県の獣医師会のホームページを見ると、獣医師全体では355名、そのうち開業が96、勤務している獣医師が169、そのうち県の農水産関係が53とありますけど、今、一番不足している、この例えば県の関係の53名は、本来は何名ぐらい必要なんですか。恐らく……この辺の数字をちょっと把握しておきたいんですけど。これ県に勤務する人だけでじゃなくて、開業医も多分いろんな応援に行くかもしれませんが。もしなければ、獣医師全体として沖縄県どれぐらい必要だと、どれぐらい不足しているというのがわかれば。

**○仲村敏畜産課長** 沖縄県では、獣医を提供するための体制整備に関する基本方針を平成22年に公表しております。その計画でお話ししますと、まず、産業動物獣医師に関しましては、令和2年度目標79名に対して、現在が66名となっております。それから県農林水産部、これは家畜保健衛生所、家畜衛生試験場等ですけれども、公務員獣医師令和2年度53名に対して、現在44名になっております。

**○西銘啓史郎委員** 恐らく、2年連続要請してくるということは、やはり相当緊急的な課題だというふうになっておりますね。これは宮古、石垣の83ページの要請ですけど、本島でもどうなっているかよくわかりませんが、これだけ畜産がどんどんどんどんもう活性化して、収入源、農水の収入の大になっている中では、もちろん県だけの努力では、獣医の確保は難しいかもしれませんが、今先ほど説明あった1から3までの項目も含めて、農水省、またいろんな関係各位にも要請をする中で、ぜひその確保を努力していただきたいと思います。これは要請としてお願いしますし、我々県議としてできることがあれば、また何か協力もしたいと思いますので、ぜひこの声を小さな声とし

て取り上げないで—もちろん—生懸命やっていると思いますが、ぜひ早急に取り組んでいただければと思います。

以上です。

**○長嶺豊農林水産部長** 獣医師の確保については、やはり畜産振興上も極めて重要な事項であります。これまでも各県外の大学にリクルートといいますか、沖縄県に行きませんかという取り組みも続けております。一方では、なかなか今大動物、産業動物医と小動物といいますか、ペット等とのこのバランスもありまして、その辺で偏っているといいますかね、そういう状況もあります。

そういう状況も踏まえまして、我々としてはそういう取り組みをさらに強化して、可能な限り確保をしていきたいという取り組みを、今後ともしてまいりたいと思います。

**○瀬長美佐雄副委員長** ほかに質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

**○大城憲幸委員** 黒糖の議論させてください。ページは64だったかな。第113号ですね。これの2ページです、65ページの4で加工、黒糖の輸入、何やかんやありますけれどもね。新聞報道等でもあったように、今、黒糖の在庫を抱えて大変だというような部分がありました。まず最初に、皆さんからいただいた資料では6月現在で、在庫が3247トンというような資料を前にいただいたのですが、現在ってというのは減らし切れているのか。あるいは、今年度内にどれぐらいまでは減らせそうですか。まずお願いします。

**○喜屋武盛人糖業農産課長** 以前、新聞報道に出たときには、三千幾らかという数字があったという、委員からの御質疑ですけれども、8月末現在でございますが、全体で未契約ですね。要は売り先が決まっていないという意味での在庫という定義で確認したところ、黒砂糖協同組合のほうからの聞き取りによりますと、全体で2491トンということで、若干、3100からは減ってはおりますが、まだ約2500トンの未契約、数量が残っているという状況でございます。

**○大城憲幸委員** 年末に向けては、これが極端に減るといような見通しってというのはまだまだ見えないですか。

**○喜屋武盛人糖業農産課長** この中から、例えば奄美向けの黒糖焼酎向けの販

売とか、そういったのもここから今後、契約が整い次第出ていくと思いますので、その辺はまだ数量が、済みません、見えてこない部分もあるんですけども、これから減っていくということで聞いております。

**○大城憲幸委員** 大体年間8000トンは売り切れるというような話であったとは思いますが、この3年、9000トン以上の豊作が続いていると。そして、天候関係も含めて今年度も安定しているわけですが、この新たな年度の見込みっていうのは、現時点でどれぐらい見込んでいますか。

**○喜屋武盛人糖業農産課長** 黒糖の場合、サトウキビの生産に起因するというのはもう委員も御承知のことだと思いますので、正確にはサトウキビのこの収穫見込みですね、それは11月あたりに坪刈りとか、そういうものをやって調査して、ある程度数字は見えてくるんですけど、現段階では面積による把握ぐらいでしかないものですが、基本的には昨年同様、若干減ったか、9000トン弱ということの見込みということで、黒砂糖協同組合のほうからは聞いております。

**○大城憲幸委員** 去年、一昨年、9000トン超えて、去年は2600トンの在庫を出したというような話になるわけですが、今までの累積がありますから、また次の年度も9000トン以上になると、なかなか減らせないのなかというような気になります。

内閣府も直接12億円予算を組んで実証実験をやりますというようなことで、取り組んでくれているようですが、県として、今この辺の情勢—豊作は本来は喜ばないといけないんですけども、喜ばない状況、需要が落ちているという話もありますけれども、それに向けて今取り組んでいること、考えていることっていうのはどんな状況ですか。

**○喜屋武盛人糖業農産課長** 県のほうでは、県の単独事業で黒糖ブランド力強化対策事業という事業で、議会のほうでも答弁させていただきましたが、黒糖の日のイベントですとか、これは今までやっている中で、そのほか県外への販売、販路拡大—キャラバンですか、そういったところも行っております。

今回は、県内の大手の量販店4社を実際に訪問をさせていただきまして、販売促進に関するキャラバンを実施したところでございます。そういったところからもいろんな意見がありますので、そういったのも聞きながら、今後どういう販路の拡大の方向性とかあるのか、そこはもう一度検証をし直して、また実

際には買いたいけど物が無いという話も聞いておりますので、そういったところに対して、どういうふうな供給体制をつくっていくのか、今の流通の形態というのが、主に75、8割近くが県外の間屋のほうに行くという、こういった流通の形態も含めて、もう一度黒砂糖協同組合、あるいはJAあたりともしっかり考えていきながら、今後の展開を考えていきたいと思いますが、それ以外にも、例えば観光需要を取り込んだ消費拡大が必要ではないかとか、あるいは海外からの、こちら沖縄に来られる観光客に黒糖を例えば食べていただいて、リピーターになっていただく、地元に戻って、自分たちの国に戻って、黒糖がまたそこで買えるとか、そういったのも必要ではないかと思っておりますので、県がどのような支援が可能かですね、この辺は関係機関などともしっかりと意見交換をして進めていきたいと考えております。

**○大城憲幸委員** 今あったように、言いたいのはその辺なんですよ。自分もいろいろ情報交換をしてみると、沖縄の黒糖は欲しいけど手に入らないよという声が県内の業者からも聞こえてきたし、県外の大手のケーキ屋さんなんか、今は黒糖、黒蜜なんかもはやっているんだけど、沖縄の黒糖はなかなか手に入らないってというような話も聞こえます。

今、課長が話に触れていましたけれども、その辺の流通の形態というのを、本来はもっと早くチェックをしないとイケなかったのかなというふうに考えています。それぞれ8つの工場があって、一番大きい多良間を中心に、その島々のよさをアピールしながらその島の皆さんに一あるいは工場に販売努力をしてみようというのも大事なことはあるんですけど、ただ、やっぱり沖縄の黒糖としてもうちょっと売り込んでいかないと、こういう、ちょっと豊作になると在庫を抱えてしまうということを過去から繰り返しているような気がするものですから、その辺は頑張らんとイケないのかなと思います。

最後に確認をしながらですけども、今はそれぞれの工場が売るのは何割、黒糖組合が売るのは何割ですか。

**○喜屋武盛人糖業農産課長** 各社が一いわゆる相対取り引きと呼んでおりますが、それが75%、残り25%につきましては黒砂糖協同組合によります一元販売という、そういう販売となっております。

**○大城憲幸委員** だからその辺で、各社が7割から8割ぐらいを自分たちで努力をして、あとはみんなが出資をする組合が2割ぐらいという話ですから、これを沖縄黒糖として、半分は沖縄県がリードしてやるんだ、あるいは組合で努

力して売っていくんだとあって、その割合がポイントかなと思っていましたので、それも総合事務局もその辺は調査研究をするはずですし、当然専門も入れての外部委員なんか、会議なんかも持つはずですから、そういう中でもやっぱり沖縄県がリーダーシップを持って、こういうようなことが繰り返さないように、せっかくもう各製糖工場、何十億もかけて全部新しく一括交付金で建てかえているわけですから、もっともっと島の産業が元気になれるように、豊作をみんな嬉べるような仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。

最後に部長、決意のほどをよろしくお願いします。

○長嶺豊農林水産部長 黒糖につきましては、8つの小規模といたしますか、そういう離島で生産をされておりまして、そこでのサトウキビの生産農家の出荷先でもあります。黒糖の販売については、いろいろ今委員から課題の指摘もありましたけども、これまでの流通の部分についても事業者といろいろ意見交換をしながら、この前9月に量販店も一緒に回って行きましたけども、やはり商品に対する期待はとても大きいものがありました。そういう意味でも、供給する事業者についてもいろいろ意見交換をし、あとは今回内閣府で概算要求をしておりますが、内閣府ともいろいろ意見交換をしながら、その在庫の解消に向けた取り組みをしっかりとっていきたいと考えております。

○大城憲幸委員 本当にこの黒糖というのは、沖縄の財産であるし、我々が胸を張って世界に誇れる黒糖だはずですから、それがこういう状況というのはやっぱり寂しいしよくないですから、みんなで知恵を出して力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○瀬長美佐雄副委員長 先ほど、西銘委員の質疑に対する答弁で、仲村畜産課長から答弁を訂正したいとの申し出がありますので、発言を許します。

仲村敏畜産課長。

○仲村敏畜産課長 先ほど、西銘委員からありました獣医師確保に関する件、沖縄県における獣医を提供する体制整備の計画書の策定年度なんですけれども、22年度としましたけれども、国が基本方針を示したのが22年です。それで、県で獣医療を提供する体制整備に係る計画書を作成したのが25年度になります。訂正いたします。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の請願平成30年第3号及び陳情平成28年第86号外21件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

嘉数登商工労働部長。

○嘉数登商工労働部長 商工労働部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明させていただきます。

説明に少々時間を要しますので、恐縮ですが着座にて説明をさせていただきます。

それでは、ただいま通知いたしました資料、請願及び陳情に関する説明資料目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続請願が1件、継続陳情が20件、新規陳情が2件となっております。

まず、継続審査となっております請願及び陳情につきまして、処理方針に変更があった箇所を御説明いたします。

変更した箇所は下線により表示しております。

ただいま通知いたしました、31ページをごらんください。

陳情平成30年第62号離島への送電海底ケーブル取りかえ・新設工事の支援に関する陳情に係る変更箇所について、御説明いたします。

処理方針の2段落目以降につきまして、国の令和2年度概算要求の状況を踏



まえ、変更しております。

また、通知いたしました32ページ、陳情平成30年第102の2号に係る処理方針も同内容に変更しております。

次に、新規陳情2件について、陳情の要旨は省略いたしまして、処理方針を御説明いたします。

通知いたしました36ページをごらんください。

陳情第84号ユーフルヤー（中乃湯）に関する陳情です。陳情者琉球伝統文化研究会会長親泊善雄。

1、県では、沖縄県中小企業の振興に関する条例の理念のもと、中小企業・小規模事業者の自立的な成長発展、事業の安定・継続的实施に向け、商工会や商工会議所等の支援機関を通じて、経営革新の促進、経営基盤の強化、資金調達の円滑化など、総合的な支援に取り組んでいるところであります。

本件につきましても、事業者が経営の発達及び改善に自主的に取り組むことができるよう、地域の商工会等の支援機関を通じて、利用可能な融資制度や各種支援メニュー等の周知及び活用促進に取り組んでまいります。

2、沖縄市においては、地域のにぎわいの創造、生活環境の改善を図るため、沖縄市中心市街地活性化基本計画を策定し、さまざまな取り組みを実施しているものと承知しております。県としては、本件陳情の内容を沖縄市にも情報提供の上、今後の中心市街地活性化に向けた沖縄市の取り組みも踏まえ、必要に応じて、沖縄市及び地元の商工会議所等と連携し、地域のにぎわい創造支援について対応していきたいと考えております。

次に、通知いたしました38ページをごらんください。

陳情第85号琉球泡盛で乾杯を推進する条例の制定に関する陳情。陳情者沖縄県酒造組合会長佐久本学外13人。

琉球泡盛で乾杯を推進する条例の制定については、琉球泡盛の普及啓発に資するものと考えております。

一方、県内で製造される酒類は泡盛のみではないことから、関係者の中にもさまざまな意見があることに加え、個人の嗜好への配慮などの課題もあります。

県としては、今般、沖縄県酒造組合と経済団体等との連名で陳情が提出されたことをしっかりと受けとめた上で、他県の状況や制定事例等を参考に、他の酒類業界の意向等を踏まえながら、検討してまいります。

なお、通知いたしました30ページ、継続陳情となっております陳情平成30年第59号に係る処理方針も同内容に変更しております。

以上が、商工労働部関係の請願及び陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○瀬長美佐雄副委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員みずから通知し、重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 経過処理方針で新しくなったところの31ページ陳情62号と102の2号ですね。海底ケーブルの件についてであります。

実はこれは、私も一般質問でも取り上げましたし、前回の前の経労のこの委員会でも質疑をしたんですが、全く当時は、答弁が海底ケーブルを含む送電設備は電気事業法上、電力会社がみずから整備をするんだと。何でこれだけ利益を上げているのに、電力がやるべきだと一点張りだったんですよ。それから結局何の調整も行かなかったから、結局国がやらざるを得なくなってしまった。これは内閣府に行ったときも確認しましたよ。これは県ができないと言ったんですかと、県がやる気がないんですかと。そういった陳情が来たから、基本的にはそういうことなんでしょうね。

今回、11億4700万円という予算をつけていますが、これまでこの件に関して、定住人口をしっかりとするための、いわゆる重要な取り組みであるというふうに前置きをしながら、結局、この委員会でも、一般質問でもそういう意見から前に行かないと。これは結局どういうことになっていたんですか。なぜ国がここまでつけざるを得なくなったんですか。この経緯について少し教えてください。

○嘉数登商工労働部長 お答えいたします。

まず、その海底送電線更新に関する議会答弁の経緯という部分で説明をさせていただきます。

平成30年第4回県議会の翁長政俊議員、それから同年第8回県議会の大浜一郎議員から送電海底ケーブル取りかえ計画への県の取り組みについて、という

御質疑がありました。その際に海底ケーブルを含む送電設備は電気事業法上、電力会社がみずから整備をすることとなっているということで、答弁をしているほか、またこの経済労働委員会における陳情の処理方針とかですね、電気事業法では電気事業者みずから整備をすることになっているというふうな経緯がございました。

○大浜一郎委員 それでこの答弁は答弁でいいんですよ。要するに、国がこれだけ引き取ったと。国が整備しますよということになってしまった。それまで県は、電力とどんな話し合いをしてどんな対処方法をしていたから国が引き取らざるを得なくなってしまったのかと、その辺のところの経緯も教えてください。

○嘉数登商工労働部長 確かに、その議会の答弁では電気事業法で電力会社がみずからがという答弁もしておりましたけれども、我々はその一括交付金、ソフト交付金の活用が可能かどうかということについてですね、沖縄電力のほうともいろいろ意見交換をしておりました。

ただ、その一括交付金の交付要綱上、専ら法人ですとか、個人の資産の形成というんですか、そういったものに当たるような事業については、これは基本的には充てられないというところがありました。ただ、その場合にあっては、真に沖縄のその振興にとって必要性のあるものについてはこの限りではないというただし書きもございましたので、このただし書きに該当するかどうかというところについて、いろいろと意見交換をしていたという状況でございました。

○大浜一郎委員 基本的にこれは国が整備するということでありますので、ある意味、県政も県民に寄り添うとか、私はだからいつも離島振興を柱にしてくださいというのは、そういったことを考えて、対処して、事業遂行をしてほしいという、そういう思いからいつも言っているんですが、対して11億4700万円つきましたよね。しかしこれは1年では終わるはずがないわけですから、これは多分継続にするためには、それなりの県の、これは円滑にいくように協力をすると言っています。しかもこれは、この振興策内の予算ですから、そこで仮に終わってしまったらこれは終わりなんですよ。

だからそれをどうしていくかということ、円滑に進むために協力と、これをちゃんと整備するための、要するに県としての方針、それを少し教えていただけますか。

○嘉数登商工労働部長 離島振興—これは県政の重要課題の一つでありまして、これは離島住民が住みなれた島々で安心して暮らし続けることができるように、さまざまな観点から我々はその振興策をとっていかなければいけないというふうに考えておりまして、そのことは県庁一貫した姿勢である、考えであるというふうに認識しています。

今回、内閣府で事業化していただきましたけれども、当然その事業を進めるに当たっては、地元での調整、当然、その海底送電線なものですから、漁協あたりとの調整とかですね、そういったものももろもろ必要になってくるというふうに思っておりますので、そこは我々が積極的に協力していきたいという部分と、それから今回沖縄電力からは16区間が今後更新の対象になる、それに対するその支援の要望というお話を聞いておりますけれども、那覇と渡嘉敷間、これはその増設に当たる部分で、今回、国の事業からは対象になっていないというところがございます。

ただ、我々は電気の安定供給ということと、離島住民の定住要件の整備という観点から、これは那覇—渡嘉敷間の増設部分についても支援の可能性について、我々は検討をしていきたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 これは総額どれぐらい見て、年数的にはどれぐらい見ていますか。

○嘉数登商工労働部長 今、答弁いたしました本島—渡嘉敷間の増設の部分については16億5000万円がかかるということで、期間としては2023年から25年にかけて計画されております。

○大浜一郎委員 これは今、離島の一要するに竹富町のいろんなところをやらなきゃいけないわけですよ。その辺の総額がどれぐらい見積もられて、どれぐらいでこの整備ができるんだろうと。しかも、これはあくまでも、振興策内での計上ですから、これがあと二、三年で切れた場合に、これがどういうふうな形になっているのかこれはわかりませんよね。だからその辺のところに、見立てというか県の方針を聞いてるんですよ。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から大浜委員に対して質疑内容の確認がされた。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

嘉数登商工労働部長。

○嘉数登商工労働部長 内閣府の資料によると、令和3年度までに着工予定としまして、52億9600万円が予定されております。

○大浜一郎委員 今回は電力、電線だけじゃなくて光ファイバー、通信も一緒にもうやっちゃおうというような計画になっているようなので、これを見るとね、国は本当に離島に寄り添っていますよ。ぜひ県も、そういった寄り添ったような骨太の背骨の方針を持ってですね、こういった採択には、本当に円滑に協力をしてほしいと思いますね。これはもう明らかに国が、もう県が手を挙げたからね。要するに、予算措置をしたというふうに見られてもしようがないと思われまのでね、ぜひその辺のところも、今後の取り組みとしてはしっかりお願いをしたいというように思います。

○嘉数登商工労働部長 ただいまの大浜委員からの御指摘もありました、我々も定住条件の整備のために、離島住民に寄り添って努力してまいりたいというふうに思っておりますし、今回、沖縄電力が事業主体になりますけども、その事業実施に当たってももろもろの調整、そこは最大限協力してまいりたいというふうに思っております。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 質疑に入る前に、さっき農水部の資料でですね、目次のところに変更があったところは番号に丸がついていますね。言っている意味わかりますか、目次。例えば、今、答弁で修正した箇所はこの何号、何ページというの、丸がついているんですよ、農水部は。今見たら商工労働部もついてないんですけど、丸つけると本当にわかりやすいですよ。部でばらばらなんで、統一してもらったほうがいいと思います。丸つければこれが変わったんだなってすぐわかるし、ぜひお願いします。

私のほうからは、請願にちょっとかかわる件ですけれども、今回の一般質問でだったと思うんですが、部長が不法就労の会社の件数みたいなのを言ってい

ませんでしたっけ。その件数ともう一度、外国人労働者を抱える企業の不法就労の数がわかれば。

○下地康斗労働政策課長 国のほうの監督指導につきましては、技能実習に関しての外国人への技能実習実施者監督指導ということで、沖縄労働局のほうで実施をしております。そのうち監督指導を行った事業所は22事業者あったということがございます。あと、全国的には重大悪質な法令違反というものも全国的には19件ありましたけども、県内での事例はないというようなことであります。

○西銘啓史郎委員 あともう一つ確認ですけど、外国人労働者の中に留学生の労働一要件はパートとかでやっている方いますよね。それは含まれるんですしたっけ。それとも別のカウント、人数は。

○下地康斗労働政策課長 在留資格別での指導ではないものですから、あくまで技能実習実施者に対しての監督指導という形での国のほうからの指導でございます。

○西銘啓史郎委員 今、商工労働部として外国人労働者という定義されている方の人数は、直近で何名って把握されていますか。

○島尻和美雇用政策課長 沖縄労働局によると、県内の外国人労働者は平成30年10月末現在で、8138人となっております。

○西銘啓史郎委員 では、留学生の数とかは管轄でもないかもしれませんが、沖縄で就労しているというか、パートしている人の数がわかれば。

○島尻和美雇用政策課長 在留資格別では、資格外活動が2507人、全体の30.8%ございまして、そのうちの留学生が2365人となっております。

○西銘啓史郎委員 恐らく、今我々がコンビニとかで見る方々は、留学生というふうに理解しているんですけども、私以前も質疑と提言というか申し上げたつもりなんですけれども、もちろんこの請願の1号もそうですけど、今28時間って決められているのをどうにかできないかという、これは雇う側も非常に強い声があって、とにかく働く側もあると思うんですよ。実態とかは別として

ですけど。

ですから、これだけ本当沖縄県として労働力も不足している中で、片方では一僕は実は長い目で見ると、この方たちは沖縄県の経済一前も言いましたけど、に貢献しているという意味では、長期滞在の観光客と僕は見ているんです。言葉は悪いですよ。長期に、要は宿泊するし飲食するしという意味では、沖縄の経済にも貢献しているというふうに僕は見ているわけですね。ですから、これからの長い目で、これは文化観光スポーツ部の管轄ですけど、観光客一観光客ということではなくて、こういう留学生や働く方々もある意味県経済に貢献をするという意味では、僕はちょっと見方を変えなきゃいけないのかなと。もちろん違法はいけません、雇う側も働く側も。ただ、労働力という観点だけではなくて、県経済に貢献をするという意味では、観光客だけが全てでは僕はないと思っているんですよ。もっと言うと、余り大きな声じゃ言えませんが、数時間滞在するクルーズで観光公害になりかねないようなものも、いろんな対策を打たないとこれから大変なことになるので、これは管轄外ですからいいですけど。

ただ、いずれにしても、労働力の確保という観点で、ぜひ商工労働部としてのいろいろな国との関係もしっかり行動をしてもらいたい。ここでは特区としてというふうに書いていますが、自分たちの管轄外ということではなくて、今の沖縄の問題としてしっかりこれを考えてほしいんですが、部長の考えを少し聞かせてください。

○嘉数登商工労働部長 どうもありがとうございます。

ただいまのことの御指摘を踏まえて、いろんな分野と機関と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員 あと、実は今回私一般質問できなかつたんですけども、アジア経済戦略構想の中で、委員会がありますよね。委員の方が15名ぐらいいるということも課長から聞きましたけれども、その方たちの日当って幾らになってますか。日当っていうか、報償金っていうんですか。

○仲榮真均アジア経済戦略課長 日額8400円になります。

○西銘啓史郎委員 これは何に基づいて決まってるんですか。

○仲榮真均アジア経済戦略課長 平成18年3月のですね、総務部長からの通知

に基づく会合という分類の中での支出でございます。

○西銘啓史郎委員 これは委員によっては、県外から来る方もいると思うんですけど、その場合の旅費はまた別で支給されるということで理解していいですか。

○仲榮真均アジア経済戦略課長 そのとおりでございます。

○西銘啓史郎委員 今回の8400円は報償、正式な名称は何というんですか。日当とは違う。

○仲榮真均アジア経済戦略課長 これは、会合の構成員に対する謝礼金の日額という区分でございます。

○西銘啓史郎委員 これについては、これ過去何年も平成18年の通達でしょうけど、一切増減はしていないという理解でいいですか。今も適用されているという理解でいいですか。

○仲榮真均アジア経済戦略課長 そのように認識してございます。

○瀬長美佐雄副委員長  
休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時10分再開

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありますか。

大城一馬委員。

○大城一馬委員 陳情の継続の59号、新規の85号、同じような内容ですのでまとめて質疑をしたいと思います。琉球泡盛で乾杯をする条例の制定の要請・陳情なんですけれども、二、三お聞かせ願いたいと思います。

まずこの琉球泡盛ですね、私の地元の与那原町の議会で制定する陳情を採択



して、そして制定したということで結構話題になって、県内初ということで話題になっていますが、私もまた与那原町のそういう地元でこういう議論がなされて、泡盛とは何なんだろうというのに非常に興味が出ましてですね、この琉球泡盛という定義は、ちょっと教えてもらえませんか。

**○古波蔵寿勝ものづくり振興課長** わかってる範囲内でお答えいたします。

琉球泡盛一泡盛はですね、原料をタイ米として沖縄県産の黒こうじ菌で一米こうじ、それに水と泡盛酵母をまぜて発酵、常圧で蒸留をしたお酒ということで認識をしております。

**○大城一馬委員** 余り理解できませんが、定義が。それでですね、この陳情の中で出荷量がここ13年間は減量してると、減少してるとということが書かれていますが、実際、一昨年と比較して一去年と比較してね、今どの程度の減少率なのか、そしてまたこの泡盛の売上高、出荷量というんですか、売上高というんですか、把握していたらちょっと説明をお願いします。

**○古波蔵寿勝ものづくり振興課長** 現在公表されてるのは、出荷量になります。平成30年度一昨年度なんですけれど、県内が1万4379キロリットル。県外が2867キロリットル、合計で1万7246キロリットルになっております。ちょっと昨年との比較、少々お待ちください。

前年との比較ですと、983キロリットルの減となっております。

**○大城一馬委員** この琉球泡盛、いろいろと古酒とかありますけれども、やっぱり沖縄のこれは文化だというふうに思っております、世界遺産登録にも申請するというのも陳情の中にありますが、今、この条例ですね制定、まあ与那原町、私の認識では与那原町と糸満市のほう一糸満市のほうが継続審議というような話聞いてますが、県内の市町村にこの泡盛、この条例の制定の要求、陳情は出されてるんですか、全県下で。

**○古波蔵寿勝ものづくり振興課長** 委員がおっしゃった件以外にですね、過去一平成26年に那覇市議会に条例の陳情が提出されております。ただ、こちらは審議未了で終わっているということで聞いております。そのほか最近では、酒造組合が沖縄県町村議会議長宛てに乾杯条例の制定依頼文書を提出したと聞いております。

○大城一馬委員 正直なところですね、私も地元の居酒屋に行きますとね、与那原の、やっぱりいきなり泡盛で乾杯でないんだよね。これをいかに条例を制定を周知し、制定したとしてもね、いかにこれを周知させるか、徹底する、させるかということもこれ大変なことだろうと思うんですが、この酒造組合、あるいはまた経済団体も一緒になっての要請ですから、私はこの陳情処理の中です、県のほうは嗜好品が一嗜好、個人の嗜好品ということで、なかなか前向きな処理方針にはなっていないと思うんですが、例えこういう嗜好品であっても、やっぱり沖縄、琉球文化の、沖縄文化、琉球文化の視点からすると、私は早期に条例制定をやるべきではないかと思うんですよね。ですから陳情者の意見を酌み取って、課題もあります、県としては早目に、早期に制定をすべきではないかと思うんですが、部長。

○嘉数登商工労働部長 今回その陳情ですね、酒造組合に加えまして経済団体も一緒になって陳情を上げてきたということで、我々としても重く受けとめております。

ただ一方でですね、県内で製造っていいですか、つくられるお酒ですけども、泡盛以外にもリキュールですとか、ビールですとか、先ほどは午前中にもありました離島では、例えばその人口600人に足りない北大東島でジャガイモを使った焼酎をつくったり、ぽてちゅうっていうんですけどね。それから、南大東ではサトウキビを使ったラム酒をつくったりということで、小さいながらもいろいろ頑張るところもあるということがありまして、これは果たしてその琉球泡盛だけでいいのかというような意見も多々ございます。ですので、もちろんその陳情者の気持ちからすると、我々としてもできるだけ早期にということとは考えておりますけれども、そういう泡盛業界以外のところの意見も十分に酌み取った形でやらなければいけないのかなというふうに思っております。

ちなみに、我々は県外のほうの調査もやってみました。都道府県レベルでいうと、11の県で泡盛といいますか日本酒ですとかね、焼酎ですとかそういったものの乾杯条例のようなものをつくっております。どういう形でつくってるかというところで調べてみますと、11県全てが議員提案でつくっていると。議会のほうでいろいろ議論してですね、場合によっては、パブリックコメントもやってるようなところもございました。大城委員からありました、早期にというお話もありますので、可能であればですね、可能であればの話なんですけども、経済労働委員会の中で、条例制定検討委員会というようなものをつくっていただいて一事務局は我々が担います。担いますので、ぜひそういった方向で議論していただけると、我々としても県民の多くの声を酌み取った形での条例とい

うものができるんではないのかなというふうに考えております。

**○大城一馬委員** 確かにいろんなビール業界とか、あるいはまたワイン業界とか、今おっしゃいます南北でのね—私も南北行ったら飲みますよ。まあそれはそれとしていいと思うんですよ。この琉球泡盛という、そういった、先ほどからお話ししますのは、やっぱり文化だということもあるんで、ここはね、そういったビールとかほかの品種にこだわらずに、まずは泡盛という形でやったほうが私はいいのではないかな。

今部長がおっしゃった提案を一逆提案されてますけども、議会のほうにされてますけども、これは検討に値するというので前向きな答弁と今認識はしておりますが、あとはまた委員同士の話で、ぜひ早期の制定に向けて委員長先頭に頑張りましょうね、ということで終わります。

**○瀬長美佐雄副委員長** ほかに質疑はありませんか。

新里米吉委員。

**○新里米吉委員** 同じ趣旨の質疑ですので、私のほう先にやります。

実は前にもマイスターですか、から出ておったときにこの場で言ったのは、もっと幅広く出てこないと、ちょっとそれまで待ったほうがいいんじゃないのかと。肝心の酒造組合がそのときは出てなかったんで、マイスターだけで出てから審議というわけにはいかんだろうと。ちょっと様子を見たほうがいいということを書いてましたら、酒造組合を中心に沖縄の経済団体ほとんど網羅して、議長に提案に来たわけです。議長室いっぱいですよ。もう沖縄の経済団体会議がそこで開けるぐらい。代理が来るんじゃないかとね。一番組織の大きい、経済団体会議の議長をやっている商工会議所の会長を初め、もうあらゆる経済団体のトップが一緒に来たんです。こんなのって僕は初めてなんです、トップがですよ。代理の何か専務が行きなさいとか、事務局長が行きなさいじゃなくて、沖縄の経済界のそうそうたる人たちがみんな見えたんですね。それぐらい、今やっぱり泡盛を何とかせんといかんっていう雰囲気なんだろうと感じました。

いろいろな酒が沖縄にあるけれども、600年の歴史を持っているのは泡盛だけなんですよ。まさに沖縄の文化なんです。皆さん気にしている、私も少し気にしたことはあったけれども、少なくともいろんな嗜好品っていろいろあるとはいっても、やっぱり沖縄の文化としての泡盛ってというのは、その中でも非常に重要だし、また146件、都道府県、市町村含めて、146カ所で日本酒であったり焼酎であったりということで、乾杯条例つくっている。そこの地域もね、例

えば、焼酎の一番盛んなところとは焼酎のものをつくると思うが、ほかの酒ないかといったらみんなあるわけで、沖縄と一緒になんです。日本酒の乾杯条例つくったところは、日本酒が非常に一ここのこの地域で非常に日本酒が重要だけれども、ほかのものもあるわけですよ。私なんかもういろいろ飲むわけですよ。あれやこれや泡盛を中心に焼酎も飲むし、あるいはたまにはワインも飲むし、そういう意味では、いろいろビールも飲んだりするけれども、やっぱり、一番じゃあ沖縄に住んで、最も大事にして、何としても泡盛の消費が減ってくるという状況の中では、これを何とかせんといかんという思いになるわけですから、そこはお互いみんなですべてやっぱり考えていかないといけない状況に来てると思っておりますね。

私はぽてちゅうの宣伝もよくやるんですよ。恐らく、一番ぽてちゅうの宣伝をしてる、北大東の村長もよく知ってる。2人が飲みに行く、ぼったり会う店で僕は、ぽてちゅう飾ってあるんですから。大きく新里米吉と書いてある。ぽてちゅう—新里米吉と書いて宣伝をしたりしてるんで、そういう、地域で北大東が頑張ってるぽてちゅうも宣伝しながらも、しかしやっぱり沖縄においてやっぱり泡盛をじり貧にさせちゃいかんし、泡盛を育てていかんといけないというふうにするんですね。

これは何も強制するためのものではないよね。この辺常識だよ。泡盛の乾杯をつくったから、これ以外で乾杯するのはけしからんとかという、こんな話はない、ほかの県もそうだと思うんですよ。そういうことじゃなくて、いかにして泡盛を育てていくかという視点だと思うんですが、部長はどのように捉えていますか。

**○嘉数登商工労働部長** 泡盛振興していかなければいけないという気持ちは、私は今、新里委員がおっしゃっていたことと全く一緒だというふうに一方向性は全く一緒だというふうに思っております。ただ条例化に当たってですね、やはりコンセンサスが一番重要だというふうに考えておりますし、それから他県の調査事例で申し上げますと、条例かなり進化してきているのかなというふうに思っております。単に日本酒で乾杯ですとか、焼酎で乾杯というところから、焼酎文化でおもてなしとかですね、かなりその文化自体を継承といいますか、取り込むような条例も制定されてきておりますし、先ほど答弁させていただきましたパブリックコメントを経てですね、県民といいますか、合意を得ながら条例化というところもありますので、私は条例化という方向性は持っているんですけど、早期にしたいという気持ちも持っているんですけども、一方で、やっぱりコンセンサスも十分大事にしながら進めていきたいというふうに思ってお

ります。

決して条例は目的ではなくて、私は手段だというふうに思っておりますので、この手順というんでしょうか、そこはしっかりと踏んで、かつ早期にという気持ちは持っております。

**○新里米吉委員** 今の答弁はさっきより大分前向きになってはいますが、いい方向の答弁だなあと思いましたが、やっぱり趣旨はもう共通の理解になってきてるかなと思います。これから研究しながら、どういう方向がいいのかというところにみんなが向いていけばいいなというふうに感じました。

最後にね、今、何としても泡盛は県内・県外だけじゃなくて、国外に売っていかないと活路が見出しにくいんじゃないか。かつて日本酒が国内でだんだん消費が減ってきて、外国に売って、外国で売れたんでそれが逆流してきて日本でも売れるようになったっていうのがあったんですが、特に泡盛は古酒なんかは43度もあるわけで、そういう40度以上の酒をストレートやあるいはオンザロックで飲む文化を持っているところでないと、僕はもう常に泡盛業界や政府の皆さんにも言っているんだが、これを理解できるのは、40度以上の酒をオンザロックで飲むような文化を持っているところでないと、沖縄のね、泡盛の古酒も味はわからんぞと、あれ水割りで飲んだらもう古酒じゃなくなるんで、オンザロックかストレートで飲むようなところに売り込んでいく。それが売れるようになると、やっぱり泡盛がもっとこう広がっていくんじゃないかと思っているんですが、泡盛が好きだったらわかると思うんですがどうですか。

**○嘉数登商工労働部長** 新里委員がおっしゃっているとおりだというふうに思っております。

私もアメリカのほうで、実際にその琉球泡盛がどうなのかというところを見てみた経験がありますけども、やっぱり焼酎の1種類という形で、メーカーも2銘柄ぐらいでしたかね。なおかつアメリカに輸出するためにはかなり規制が厳しくてですね、ボトルも720ではなくて、750であったりとか、度数も25度以下というようにいろんな課題といいますか、こっちのほうから出すに当たっては、さらに輸送費をどうしようかといった課題もありまして、なかなか定着という、認知度もなかったという状況もあります。

それでやっぱり、泡盛本来の強みというのか、よさを打ち出していくためには、今言った強い、度数の強いお酒を飲まれてる北欧ですとか、ロシア、もしかしたら可能性があるのかなというふうに思っております、そういったところに他のお酒とはやっぱり差別化したところでないと、なかなか厳しいのかな

というふうに思っておりますので、海外展開というところでは、そういった酒造組合とかですね、連携しながら研究もしますし、取り組んでいきたいというふうに思っております。

**○新里米吉委員** 最後に、実はね、前沖縄担当大臣の宮腰さんが物すごい泡盛通でありまして、私よりも泡盛飲んでいるような感じでしたが、やっぱり古酒のよさというのを宮腰さんも言っておられるし、自分の住んでいるところでも泡盛を欠かさないというぐらいの泡盛通で、沖縄通っているんですかね。大臣になる前に沖縄の有人離島全部回ったというぐらいの人で、非常に彼も泡盛乾杯条例に期待してるようなことをやめられる前に言っておりました。そういうところも含めて、ぜひ前向きにみんなで検討していければなと思っております。

終わります。

**○瀬長美佐雄副委員長** ほかに質疑はありませんか  
島袋大委員。

**○島袋大委員** 引き続き、今議長がおっしゃられましたように、宮腰前大臣の話になりますけど、やっぱり600年前という日本全国探してもこれだけの歴史のある泡盛というお酒はないということでお話がありました。今、まさしく議長おっしゃることだと思っております。

この条例を県が出すっていうのは、いろんなパブリックコメント含めて、やろうと思ったらできると思うんですよ。僕は大事なものは、盛り上がりだと思っております。次期振計含めて税制もですね、年々税制改正だけで沖縄の泡盛の出荷率もろもろ下がってるわけですよ。そこを延長するために毎回言われているのは、起爆剤としてこれだけの個人がですね、酒造会社を持っている数というのは、小規模も含めて沖縄しかないと思ってるんですよ。そこを手助けするためにも、やっぱり盛り上げ、県民の認知度を上げることによってですね、僕は次の振計プラス税制につながってくると思っております。課題はずっと言われているのは、認知度の低さと泡盛業界はどれだけ真剣になって独自の販売路線も含めてやるかっていうのも大きな課題として、我々延々と宿題与えられてますから、そこをするためにも、今おっしゃるように酒造組合の皆さんや、あるいは県内では物産公社も含めて、泡盛というのは歴史が非常に深いということをもっとアピールすることによってですね、いろんな策ができた後に乾杯条例につながってくると思いますから、先ほど議長もおっしゃったように、今回の起爆剤となるのは一宮腰大臣が一前大臣が退任する夜は、我々みんな一緒でした。

40度以上の泡盛を、御自分のコレクションを持って来て乾杯しました。お疲れさまでしたということで。やっぱり魅力があるのは、沖縄のこうした40度以上で、オンザロックで飲むべきだろうと。そこでオンザロックで飲むためには、おちょこも琉球ガラスでとか、あるいは壺屋焼でつくることによって、これがセットで泡盛の文化が復活なるんじゃないかっていう、逆に沖縄出身じゃない大臣から我々提案を受けてですね、そうですねということで飲みながら語り合いました。ですから、今回伊平屋がああいった形で米の田植えもした後にですね、これが実って、そういった酒ができることになるような状態になれば、もっと全県やあるいは県外・国外にアピールしてですね、沖縄の本当の原点の原酒泡盛こういった形だよって見せるキャンペーンにつながれば、イコールそのときに条例ができればですね、非常に県内の認知度は高くなると思うんですよ。そんなときはもう議長室にある100年の記念の古酒もあけてですよ、みんなでお祝いできるような形をするためにも、県内の各種団体の認知度も含めて、いま一度この泡盛に対するキャンペーン度をですね、上げることによって非常にいいような形になると思いますから、これはもう万全に協力したいと思いますから、私だけ言いつ放しで申しわけない、部長答弁も……。まあそういう出すっていうのは簡単かもしれんけど、やっぱり認知度を上げるためにはお互いみんな協力し合うことだと思いますけど、これはどうかなと思いました。

○嘉数登商工労働部長 島袋委員、御指摘のとおりだというふうに思っております。これも他県調査でわかったことなんですけども、先ほどの11県で乾杯条例ができていて、ではその結果として売り上げがどうだったのかというところは、余りいい成績にはなっておりません。恐らく、条例が目的かとは言いませんけれども、条例は何のためにつくるのかというところの議論がですね、どうだったのかと。他県のことを言うわけではないんですけども、我々はそういった事例に学んで、きちっと条例をつくることが目的ではなくて、これを生かして、どうやって振興していくかというところを十分に考えなければいけないと思っております。

それから宮腰前大臣には泡盛もそうですし、沖縄のサトウキビというところで大変御尽力いただきまして、本当に我々としてもありがたいというふうに思っておりますし、8月にお越しになって、泡盛の振興に関する国の協議会みたいなものがあつたんですけども、小規模離島ほとんど回られてるという話もありましたので、事前に我々が、小規模離島で使われてる生産量は少ないんですけども、きらりと光るような泡盛を4種類、一升瓶にして4本贈らせていただきました。本当に沖縄の泡盛をここまで引っ張ってきてくれたというところが

ありましたので、そういう気持ちを込めてですね、贈らせてもらったということとはございました。

**○島袋大委員** ぜひとも、前大臣もああいった形でマイお酒を持ってきてオンザロックで飲むような方ですから、ああいう沖縄応援団を大事にしてですね、そういう方々がしっかりとできる判断、いろいろ提言してもらおううちに、乾杯条例もつないでできたらなと思ってますので、ひとつまた協力しますので、よろしくお願いします。

今、褒めたことですが、次苦言を言いたいと思ってます。

海底送電ケーブルについて、この小規模離島生活基盤推進事業でいろいろ事業ありますけれども、今回概算要求で新規事業として11億5000万円。多分概算要求になってると思いますけれども、これについて我が自民党としても、数年前より経済労働委員会や一般質問等でいろいろやってましたけれども、これは部長になる前からわかると思うんですが、その辺理解してますよね。

**○嘉数登商工労働部長** 経緯については聞いておまして、私自身も一これ午前中の大浜委員のほうにも答弁させていただいたんですけども、過去の答弁記録等々ですね、見ました。それから前年度まで私、企画部のほうにありましたけれども、沖縄電力のほうからですね、そういった要望がかねてより上がってるという話は聞いております。

**○島袋大委員** 事業の重要性は、県内の電気料金の本島との乖離拡大の抑制として、離島住民の生活基盤の効率的整備を目的としてるわけですね。

当時県は、事業者が負担するべきだろうというような、国の予算を使うわけにいかないということでありましたけれども、今知事が言ってる誰一人取り残さない社会をと言ってる中でですよ、3年前から我々は誰一人取り残さない社会をつくるために、生活として電気は必要なんだから等しくやるべきだろうということを言ってきたのを、これは事業者がやるべきだと突っぱねたわけですよ。だから、それはそれで理解しますが、今回国がいろんな形でこの離島振興を守るという意味でも、きょうも午前中大浜委員から、やっぱり離島選出ですから気持ちはあったと思いますけれども、一番、過去あったかしのけい、今回こうするっていうのも理解しますが、これは県としても、部長を中心に頑張られたかなと思うんですけども。

やっぱりこういった事業に関して、国の予算処置もろもろ含めてですね、これ国がやるわけですよ。国が直接金出すということになりますと、今、前回企



画部に部長もいらっしやったかと思えますけども、特別推進事業費30億円が今度50億円の概算要求がありますよ。ですから、今まで県や市町村に対して求めてできなかった事業を今回、国が直轄でやるわけですよ、この海底ケーブルを含めて。だから特定推進事業の30億、50億円なる事業も国直轄で市町村や民間ができるようになったら、県が今全部できませんよって言ったのもですね、いろんな形でこの国にお願いする形になるわけですよ。そうではなくて、やっぱり県が手を差し伸べて議論できるものはしっかりやって、だからこそ予算が足りないから、国直轄でなくて県に回してくださいよっていうものの言い方もできるわけですよ。だから、ここを我々は、次年度に向けてもいろんなお願いもしてますけれども、この辺から次からの我々の思いとか、考え方も含めてですね、こういう形に持っていかないと、2年、3年前から言われ続けた事業も結局は国が、ばってやりましようっていう形なると、この動かす意味でも、それだけ努力もして汗かいた人たちがいるわけですよ。民間がやるのが当然だよという突っぱねられるよりかは、何か手当てはあるだろうということいろいろ議論してきて今、今度予算がつくわけですよ。だから、この辺は部長として一まあ部長の私的でもいいですけど、こういった意見も含めて聞いて、これからこういった形の予算編成のつくりとかもろもろやるべきだと私は思うんですけどどうですか。

**○嘉数登商工労働部長** やはり離島の振興というのは県政の最重要課題の一つであるというふうに思っておりますし、この離島の方々がですね、住みなれた島で本当に住み続けられるように、さまざまな観点から我々はその振興していかなければいけないというふうに思っております。

今回の電力の海底送電線の件についても、いわばこのサービスっていうのは、日常生活にも必要不可欠な基本的なインフラ、しかもそのユニバーサルサービスという位置づけでもあります。今回の台風でも情報もしっかり、電力もしっかり、これが切れたらどうなるかということも重々わかりましたし、これまでもそういう認識がありましたけれども、そういった点も踏まえてですね、県としてできることを、やるべきことというところをしっかりと把握といいますか、グリップして私は取り組んでいきたいというふうに思います。

**○島袋大委員** ぜひともよろしく申し上げます。

以上です。

**○瀬長美佐雄副委員長** ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情93号の2ですね。ページが14ですが実質は、iPadで18ページくらいになると思うんですが、入札及び契約制度に関する改善に対する陳情なんですけど、これにつきましては、県内の印刷業界は、昨今インターネットを初めとする多様なメディアとの競合、出版業界の衰退、そしてITの進展による印刷物の減少。展開する大手の印刷通販業者による印刷物の県外流出等があり、厳しい状況下でやっていることで、要旨の骨子があって、そして、県の外郭団体の入札において県外大手印刷会社による受注が多発して多大な損失をこうむってるということから、県内に自社の設備を有する中小印刷会社等に限りなど制限を設けて、県外流出を防止することなどを要望しておりますが、これが平成29年の8月の陳情なんですけど、その後の県の対応はどうなっているか御説明をお願いします。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 県では、処理方針にもございますけれども、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針に基づいて、県はもちろんですね、国、市町村、それから県の外郭団体等に対して、県内企業の優先発注について要請を行っております。ただ外郭ということもございまして、要請というところで行っている状況でございます。これ毎年お願いをしております。

○山川典二委員 この印刷関係の皆さんとのヒアリングをしました。外郭団体、全く対応してないようで全く変わらないんです。県外発注ですよ。

だから、こういう状況があるのが1つありますね。外郭団体と県が、もっとその辺は調整をしてやるべきだというふうに思いますし、それとこのITの進展による印刷物の減少。これも聞きましたら、本当に今やITの日進月歩の技術の進化におきましては、もう県外でもどこでも、県内よりはるかに安い、その半分以下の印刷物が発注されるような状況がある。あるいはその印刷物そのものも、デザイン、企画、あるいは構成といいますかね、いろんなものを全部このネットでやるような状況にある。

つまりITの進化によってですね、成長する産業と衰退する産業があると思うんですが、印刷業界はまさにその衰退するところにいつてるんですよ。

県は、昨今新聞等ではぎわしておりますし、私も本会議でやりましたけれども、このITを駆使をして、それこそ観光から、医療から、各物流から、県内の全産業の底上げをする。ITの技術を、技術移転をして、全体的に底上げしていくという設立のもとにですね、沖縄ITイノベーション戦略センターって

いうのができたわけです。その I S C O についても伺いますが、外郭団体というものの兼ね合いもありましてね。この印刷業界につきましては引き続き、ぜひ外郭団体ともですね、交渉含めて調整ができるかどうかその返事からまず答弁からお願いします。

○古波蔵寿勝ものづくり振興課長 県としましては、まず県庁内については優先発注、そういったところで協力をもらって、部局にもですね、外郭、部局を通じてということで、外郭に要請をしております。これは毎年……、先ほども申しましたけれども、毎年お願いをしてる中で優先発注が進めばというところで考えております。

○山川典二委員 ぜひ地元の中小零細のですね、業種、業態ですから。なるべく支援をして、救い上げていくというところと語弊があるかもしれませんが、県ができる限りの力は注いでいただいて、そして、健全な形に持っていくということをお願いしたいと思っております。

先ほどちょっと I S C O にも触れましたけれども、この沖縄 I T 戦略イノベーション戦略センター、I S C O というのは、イノベーション戦略センターオキナワというふうに頭文字をとって I S C O ですか、I S C O。I S C O という形でやりとりをさせていただきたいと思っておりますが、今回のこの I S C O の前理事長ですね。解職、解任といってもいいかもしれませんが、理由につきましては、本会議では少し質問させていただきましたけれども、まずその前にですね、この前理事長の人物評といいますかね。人物プロフィール、それから沖縄県との過去のかかわりもありますよね。主だったものでいいですから、どうかかかわりを持ってきたのか御説明をお願いします。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、瀬長副委員長から執行部に対し、今の山川委員の質疑に答弁できるかとの確認があった。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

谷合誠情報産業振興課長。

○谷合誠情報産業振興課長 お答えいたします。

中島洋さんはですね、これまで2007年に内閣府の沖縄県 I T 津梁パーク構想

検討委員会の座長であったり、あるいは2009年から沖縄振興審議会の専門委員としても御活躍いただいた人物であると認識しております。

○山川典二委員 これまでの沖縄県の関係、かかわりですね。いろいろかかわりがあったと思うんですけども、県とも。

○谷合誠情報産業振興課長 県でもですね、その後ITイノベーション戦略センター—当時はIT産業戦略センターですけれども、その検討委員としての受託をですね、MM総研という中島洋さんが所属された会社で受けておりました、そのコーディネーターといいますか、そういったことも務められたと聞いております。

○山川典二委員 これは突然の解任ということですね、御本人の名誉のこともあるでしょうし、あるいは県のプライドといいますか、名誉にもかかわることですから、事実関係をしっかりと、なるべく詳細に答弁をお願いしたいんですが、まず私のほうから簡単に中島さんのプロフィールといいますかね、御紹介をしますが、中島さんは1947年東京生まれで東大の大学院を出られて、日本経済新聞社に入社します。そのときに、24年間の新聞記者生活の中で19年間に主に情報通信関係の仕事をなさっておりました、日経コンピューター、あるいは日経パソコンと、その両紙の創刊にもかかわったということがありますし、先ほどありましたけれども、沖縄振興審議会、あるいは経済産業審議会、産業構造審議会など政府の審議会などの委員も多数経験をされております。そして全国ソフトウェア協同組合連合会、10年間会長なさっております。そして最近までは、国際大学GLOCOM教授—これはやはりIT関係の専門の部署であります、その間に慶応大学でもITの教授として務めておりました。そして、さっきおっしゃったような、IT分野では、国内有数の調査会社の株式会社MM総研の代表取締役を16年半やったという方なんですね。

そして、沖縄とのかかわりということでは、この方はおじいさんが戦前の首里の市長をなさいました高安玉兔さん。そして、元沖縄開発庁長官のですね、伊江朝雄さんとも御親族になっておりました、尚弘子元副知事も縁戚関係にあると。そういうことですね、沖縄津梁パーク構想検討委員会の座長を務めたりしまして、沖縄への強い思い入れがあるというそういう人物なんですね。

そして、もう伊江朝雄さんから遺言でですね、君はITの専門家なんで、これからはマルチメディアの時代になると。沖縄のIT政策にしっかりと当たっ

てくれっていうのが遺言だったらしいですよ。御本人から直接伺いました。

そういうこともあって、沖縄の情報通信関連産業の立ち上げには、稲嶺知事時代からずっと依頼を受けて、いろんな県の審議会とかですね、そういうものに参加をして、本当に一生懸命、志を高く持って沖縄の産業振興の発展のために頑張ろうという人なんですよね。

そういう人がですね、1年間で解任をされた。しかし、このIT—まあISCOを設立するまでの経緯がありますね。この沖縄ITイノベーション戦略センターの経緯があります。その中で設立直前に、理事長と専務理事の公募があって、そういうもともとの思いがありますから、公募をして理事長に就任するわけではありますが。

その前にこのISCO設立構想の経緯があると思うんですよ。それはこの事業、事業名があると思うんですね、県が委託した。その委託事業名、あるいは、総額で、このISCOのですね、設立に向けた、設立までの事業名と期間と経費を今わかるなら教えてください。

○谷合誠情報産業振興課長 恐れ入ります、平成の29年度まで調査事業を実施してたと思いますけども、正確な今、事業名と予算金額等々については持ち合わせておりませんので、後ほどまた御回答したいと思います。

○山川典二委員 後ほどじゃあ出してください。それと設立はいつでした。

○谷合誠情報産業振興課長 平成30年度の5月になっております。

○山川典二委員 この設立に向けて直前にですね、3500万円の県から委託をする事業があったと思うんですけれども、それについてちょっと説明していただけますか。

○谷合誠情報産業振興課長 平成30年度の事業ということでよろしいですか。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質疑の内容について確認があった。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

谷合誠情報産業振興課長。

○谷合誠情報産業振興課長 予算額については、先ほど申し上げたように、事業名も含めて、今資料を持ち合わせておりませんが、このIT産業戦略センター—当時ですね、沖縄IT産業戦略センター（仮称）の機能であったり、事業計画であったりというものを計画する事業だったというふうに考えております。

○山川典二委員 私の調べでは3500万円の事業予算で、当初受託したところはどっちなんですか。

○谷合誠情報産業振興課長 MM総研だと思います。

○山川典二委員 当時の準備室長は、どなたですか。

○谷合誠情報産業振興課長 私、谷合でございます。

○山川典二委員 準備室長ですのに、と思いますという言い方はいかがかなと思います。MM総研が—このISCO前理事長の中島さんが代表を務めるM総研がこれを受託してますね。当初は平成31年の、失礼、平成30年の4月に契約をして、約1年間のことしになりますが、平成31年の3月までに事業計画を作成をして、そして4月から稼働というような事業計画になってますね。

ところが、これを平成31年3月をもう少し手前に早めて、平成30年7月に設立ができないか。さらにその事業計画作成を半年早めて、4月10日に契約の予定なんです。5月末にこの全体の1年間のISCOの事業計画をつくれないうか。そしてさらに、3週間後の4月末に中間報告をやってくれないうかという、そういうやりとりがありましたか。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

（休憩中に、質疑の内容についての確認があった。）

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

谷合誠情報産業振興課長。

○谷合誠情報産業振興課長 平成29年の4月から私が準備室に異動になりました。

て、そこで既にMM総研への発注というのが決まっています、そこから打ち合わせを開始いたしました。

その中で、いろいろ機能であるとか、あるいは今後の設立の見通しを検討する中で、そのような—そのような話と申しますか、現実的にどういう機能が必要なのか、あるいはどの時期までに何をやっていくのかというのを相談しながら決めていったと認識しております。

○山川典二委員 例えば、1年間の予定をですね、1カ月間で事業計画をつくれますか。例えば、事業計画変更とかはありますか。

○谷合誠情報産業振興課長 この事業費計画というのはですね、確定的なものを1カ月半でつくるということではなくて、大まかな日程、スケジュールを決めまして、そこから詳細なものをつくっていくという—I Tでいえばアジャイルという方法があると思うんですけども、そういったことでやっていくということでお話をしておりましたので、そういう形に基づいて、確定的なものをすぐ出してくれという無理な要求をしたのではなく、その中でまずは概要出してですね、そこから少しずつ詰めていきたいと思いますというふうなお話をさせていただいたと思います。

○山川典二委員 そしたらMM総研がどうしてこれを辞退するんですか。MM総研はこれ辞退しましたね。

○谷合誠情報産業振興課長 正確に申し上げれば辞退ではなくて、事業計画変更の申請があって、その後、中島一当時所長ですね、中島所長のみがこの業務の中でP R事業—P Rを主体とした事業を行うということの事業変更と、そのほかについては契約を変更して、今申し上げたP R事業に専念したいというふうなお話があったと認識しております。

○山川典二委員 P R事業にかかる金額は、予算額は幾らだったんですか。

○谷合誠情報産業振興課長 正確なところは今手持ちございませんが、約1000万円ぐらいだと思います。

○山川典二委員 それ以外に当初3500万円の予算がありますよね。それ以外の事業計画につきましては、どこがつくったんですか。MM総研がつくったんで

すか。

○谷合誠情報産業振興課長 その部分については事業計画変更いたしまして、新たに公募をいたしまして、その結果、新たな事業者が決定したと考えております。

○山川典二委員 その新たな事業者はどちらですか。

○谷合誠情報産業振興課長 正式なコンソーシアム名を今、手元にございませんが、国際大学G L O C O Mを主体とするコンソーシアムだと認識しております。

○山川典二委員 先ほどP Rに専念したいということで1000万円ということでありましたけども、間違いありませんか、額は。

○谷合誠情報産業振興課長 額については今手元にございませんで、後ほど改めて御提供させていただきます。

○山川典二委員 あなたは準備室長だから全部頭に入ってるはずですよ。500万円ですよ。まあいいですよ。ここが主眼じゃありません。それ確認してください。

それで、こういういろいろな経緯がありました。その後、設立を迎えて稼働していくわけでありましてけれども、私は今回この質疑したいのはですね、事実関係だけをしっかり押えて、皆さんが悪いとか誰が悪いとかっていうんじゃないくて、ある意味、日本のI T界を引っ張ってきたリーダーの一人ですよ。この人を沖縄県のI Tの司令塔をね、最高の支援組織ということで官民連携で設立をした、その理事長が解任されるっていうのはね、任期途中で、ちょっとこれ異常事態なんですよ。

だからそういうことがあって、なぜ解任されてたのかとかですね、それを事実関係だけは結果として整理をして、今後のそのI S C Oの運営含めて、沖縄のI Tのこの英知を集めて産業界全体を底上げをして、アジアも含めての発信をしてくっていう、こういうところに行き着かなきゃいけないわけでありまして、今、話聞いたら、今まで私はヒアリングを聞いてですね、関係者の一ちょっとこれは大変おかしい方向に行ってるから事実関係だけを修正したいというのが私の質疑の趣旨ですから、他意はありませんからね。



それでお聞きしますが、今回、この解任をされたというショッキングなことですね、IT業界。既に私の友人の東京でITで頑張ってる皆さんも、沖縄県がいきなり解任したと。何だ、どうなってるんですかっていう質問もいっぱいありましたけれども、いやこれは確認しないとわからないからということだとどめておいてますがね。9月18日に理事会で解任をされましたね、本会議でもちょっとお話をしましたけれども、いきなりこの理事長に事前通告も何もなく、いきなりその場で、当時の常務理事、現在は理事長であります、県から出向の。この常務理事さんが理事会で解任理由を理事会の中で説明をしました。この中身について、本会議でも伺いましたけれども、個人情報でという話がありました、中島前理事長からはISCOに対して、自分のプライバシーのことですけれども、これは全部開示してくださいということで、先日の本会議でもやりましたね。その後確認をして、今どういうことになってるかちょっと説明してくれませんか。

○嘉数登商工労働部長 この議事録については現在その出席の理事ですとか幹事に確認いただく準備をしているというふうに聞いております。

○山川典二委員 ですから、じゃあそれはまだ確認中ですか。

○嘉数登商工労働部長 そういうふうに聞いております。

○山川典二委員 これはあれからもう4日たちますよね。なぜそれ確認できないですか。4日もたっているのに。本人は開示をしていいと。

いやいや、そういうことがないと県の今後のIT政策も含めていろんな影響がありますから、やったことはもうしょうがありませんのでね、それは問いませんよ。だけど、さっき言ったように、沖縄県全体のITの司令塔のISCOということであれば、やはりこの辺はきちっとね、まあいろんなことありますよ。それを整理してやっぱりやっていかないとだめだということなんです。これ対外的にITの世界ですから、全世界にも一気にいくわけですよこういう情報がね。今沖縄は何してるんだって話なんです、一部では。だからそういうことでもありますから、その辺は早目にその確認をとっていただきたいと思いますが。わかる範囲でいいから、どうぞ。

○嘉数登商工労働部長 いずれにしてもこれは理事会でということになりますので、そういった議論があったと、意見があったということはISCOにも伝

えたいと思います。

○**山川典二委員** それでは、理事と評議員の会社名だけでいいですから、説明してください。まず理事は11社ありますね。そのうち2人はISCOの理事長と専務理事ですから、あと前理事長の中島さんも入ってますから。あと8社、御説明いただけませんか。

○**谷合誠情報産業振興課長** 美らデータ株式会社、公益社団法人沖縄情報産業協会、沖縄セルラー電話株式会社、沖縄電力株式会社、NTTドコモ株式会社、ソフトバンク株式会社、日本電気株式会社、西日本電信電話株式会社でございます。

○**山川典二委員** NTTドコモ、おっしゃいました。

○**谷合誠情報産業振興課長** 申し上げました。

○**山川典二委員** そして評議委員、評議員も10名おりますが、評議員については、これは全て実名が出てますからね。皆さんのISCOのホームページです。差し支えない範囲でちょっとお願いします。

○**谷合誠情報産業振興課長** 公開されていますので。沖縄県副知事富川盛武、那覇市経済観光部長名嘉元裕、沖縄振興開発金融公庫公庫企画調査部長一名前は省略します。琉球大学工学部教授、沖縄国際大学産業情報学科教授、元慶應義塾大学政策・メディア研究科教授、東京大学名誉教授、一般社団法人沖縄県経営者協会会長、株式会社レキサス代表取締役、クオンタムリープ株式会社代表取締役、以上10名でございます。

○**山川典二委員** この評議員、理事、ありがとうございました、御紹介いただきまして。その理事の皆さんはもちろんITの業界の皆さんであります。これはISCOから仕事を受託してる業者と考えてよろしいですか。一般常識では、あるいはもしくはは県。

○**谷合誠情報産業振興課長** 今回理事の企業につきましては、当初の設立のときにですね、出捐いただいた企業の皆様から理事を推薦いただき、就任いただいているというふうに聞いております。

○山川典二委員 ですからこういう会社からも出向があったり、あるいは、県からの委託を受けてる業者ではないんですか、全てとは言わなくても。

○谷合誠情報産業振興課長 県からの受注はある部分はあると思いますけども、ISCOから受注については承知しておりません。ただですね、この理事の就任に当たっては先ほど申し上げましたように、当時、設立時に出捐いただいた企業から就任されておりますので、そのような契約関係があるからということの理由ではないというふうに認識しております。

○山川典二委員 いや、ですから、出捐金を出してる企業というのはそれはいいですよ。けどこの企業は、県から何らかの形で事業、受託を受けてる企業がありますよね。それは認めますか。私調べましたから、みんな。

○谷合誠情報産業振興課長 何らかの受注は受けている企業だとは思いますが。

○山川典二委員 それでこの解任の理由なんですが、これは本会議でもちょっとお話をしましたけれども、私は、前理事長御本人にもヒアリングをして確認をいたしました。

そうしますと、この突然の解任理由でですね、早口でまくし立てられて、反論の余地もなかったということなんですが、この前理事長がメモしてたんですね。そのメモを少しいただきまして、ちょっと話をしますが、本当に御本人もこんな恥ずかしい話だったということでありますが、御本人の了解を得て、これあくまで御本人のことですから、ということでもちょっと御紹介します。

5つ、当時の盛田常務の主張は、1、自己の報酬をふやさんがために非常勤を常勤にしようとしている。支払いがなければ、訴訟に訴えると法を盾に強要した。2、長期にわたって事務局に強要して混乱させた。本来理事会、評議委員会に提起すべきことを手続を無視して事務局に強要した。その過程でパワハラを行った。4、報酬をふやせば事業収支が悪化する、組織の利益より自己の利益を優先させた。(5) —これもちょっと恥ずかしい話ですよ、紹介するのも赤面しますが、就業期間中にいびきをかいて居眠りし、(少なくとも50回)、業務に集中していなかった。いびきによって職員の業務を妨害した。こういうふうに、これは前理事長、記録をいただいたものなんですが、これについては承知をしておりますか、担当者あるいは部長。

○瀬長美佐雄副委員長 休憩いたします。

(休憩中に、親川委員から陳情とは関係ない質疑との指摘があり、山川委員から事実関係の確認だけにとどめるとの説明があった。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

谷合誠情報産業振興課長。

○谷合誠情報産業振興課長 解任理由についてはですね、個別の理由については承知をしておりません。ただ、今おっしゃったような内容については、県が事前に相談を受けておりましたので、そのようなことがあったというようなことは、理解しております。

○山川典二委員 例えば、御本人が何か常勤にきなさいとか、給料をもっと上げろとか、何かこれを強要したって話なんですけど、御本人に伺いますと、勤務日数が当初ですね、100日で上限が470万円未満ということだったんですが、これほどまでに業務があるとは当初、就任当初はそんなに本人も知覚してなかったみたいですね、自覚してなかったんです。ところが、余りにも多くて、しかし実績は残してますよね。会員数獲得であるとかですね、それからMOUも県内15カ所ぐらいですか、海外8カ所とか、それだけ私は理事長の役目は、専務理事、常務理事も一緒になってね、役員をやっていると思うんですよ。

そういう中で、どうしても7月稼働にですね、1月までに90日、100日のうち90日も消化してあと10日しかない。しかし予算時期の2月、3月で、重要案件がいっぱいあるんで、何とか無報酬でもいいですから勤務をさせてくれませんかと言ったら、県が強行に—このISCO相談しましたらね、県が強行に反対したと、であるかですね。それから報酬も要らないということですけど、これは困るとかですね。でも理事会、評議委員会でそれを諮ってくれませんかとか何回もお願いしたらしいですよ。それを頑として受け付けなかったということが一つあって、これが何か強硬に報酬を上げてくれとかっていうふうになっている。

いずれにせよ、何を言いたいかといいますと、ある意味ITの、我が国のITの牽引役をした張本人、一人ですよ、リーダーの一人。そういう人が沖縄県のために頑張ろうとして来てるんですから、私になぜこの人を生かさないとかなど。これが例えば不正をしたとか、何か中の資金を流用したとかね、何かそういうのだったら、これ当たり前に解任理由になりますよ。ところが、いびき

を50回もしたってね、これ解任理由になりますか。ところが50回でカウントしてる人も何かすごいよ、すごいなと思いますが、早目に注意すればいいだけの話であってですよ。ただいずれにせよ、いずれにせよですね、  
今理事には残っていらっしゃるから、やはり理事に残して、評議員でまたこれを理事解任にもするといううわさもあるようでもありますけどもね。私はそういうことではなくて、ある一定を、国内での役割をした、一定の役割をした人、あるいは県にもですね、貢献は、貢献度あると思いますよ。そういう人を生かすという方法をぜひ考えていただいて、理事に残すのであれば残しながら、いろんなその意見とか、あるいはネットワークとか、そういうものをですね、もっと沖縄県のIT政策発展のために、IT政策の作成と振興発展のために生かすという発想をやっていただきたいんですよ。

ほかにじゃあ理事長来てくださって言ったら、多分、このクラスの人が来るかどうか非常に一ちょっと私の中でもわかりません。それなりの、私はお会いして、穏健な方でありますしね、本当にジェントルマンだと思ってますよ。だから、この人が何で解任されるのかなと非常に個人的なちょっと不可解なところもありまして、これは皆さんとももちろん、ISCOとあるいはその県とのやりとりはあったかもしれませんが、こういう人をやっぱり生かす。生かして沖縄のITの発展のために骨を埋めてください、お願いしますっていうぐらいのことを言ってですね、沖縄のITのために頑張らしたほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。ITは今アジアを含めてどんどんどんどん進化して、本当に日本は今厳しい状況にありますよ。そういう中で、沖縄のこういう地理的優位性とか、歴史的な優位性があるってアジアで発信できるっていう、最高の場所にあるわけでありますから、そういう意味ではITの旗振り役を、沖縄の一人としてね、ぜひ仕事してもらいたいと思うんですが、この辺いかがですか。

**○嘉数登商工労働部長** 我々としても今回の解職っていうのは非常に残念だというふうに思っていますし、山川委員がずっと御指摘してきたように、沖縄に対してかなり思い入れを持って、かなりの事業にも協力してきていただいたというふうに思っております。

ただ、そのISCOはまだ創業期にあってですね、いろいろもっともっと詰めなければいけない部分は多々あるかと思っております。それがために、理事長一非常勤ではありますけども、理事長、専務、常務という体制を組んで、それから職員もITに精通した民間企業のほうからも、大分出向して来ていただいております。

それから県との事業の整合性というんですかね、連携という部分では、県の

ほうからも4人ほど派遣法に基づいて派遣をしております。やっぱりそういった官民の人材を最大限力を発揮してもらって、このISCOが、情報通信産業だけではなくて農業ですとか、水産業、他の産業を支えていけるような体制に持っていく必要があるというふうに思っております。

**○山川典二委員** 部長ありがとうございました。

本当にですね、これは印刷業界も含めて、今、ITによって衰退する産業も沖縄県内にはありますよ。そういうところも全部ですね、支援をするようなそういう司令塔の役割をしっかりとやっていただきたいなというふうに思いますし、担当の谷合課長もぜひその辺は、生かすという発想でもってやっていただきたいなというふうに思います。ありがとうございました。

それからもう一点。水溶性天然ガス。

これ本会議でやろうと思ったんですが、いいです、時間がありますので。

先日、千葉の合同資源さんの工場、あるいは現場の状況、自民党の会派13名で行きました。みんな目からうろこが落ちるような状況でありましたんでね、今部長が一生懸命、那覇市のほうとも対応したり、あるいは南城市、宮古島もありますけれども、水溶性天然ガスの可能性が非常に私は沖縄の一つの産業として高いというふうに一全議員もそういう認識でした。ぜひ現場を視察をしていただいて、その後に、知事にもぜひ見ていただいてですね。その水溶性天然ガスの利活用、沖縄振興のためやっていただきたいと思いますが。

**○嘉数登商工労働部長** たしか6月議会でも山川委員のほうから、新しい部長のテーマとしてしっかりと取り組んでもらいたいというお話もございました。その後、宮古島市、残念ながらまだ南城市は行けておりませんが、那覇市のほうとも意見交換をしまして、やっぱりただ調査するだけじゃなくて、これ生かして、調査結果を生かしていくという観点が非常に大事じゃないかなというふうに思っております。ちょっと今、停滞気味の状況ではありますけれども、この3市とも連携して、活用の方法というのを考えていきたいということと、それから西原町の例の件ですけれども、やっぱり非常に可能性を秘めているというふうに思っております。思っておる一方で、やっぱりそのインフラ投資、実際にその事業化っていう際には、かなりインフラ投資、投資が必要になりますので、その部分で、例えばその行政として何ができるのか。地元の金融としてですね、どういった協力ができるかという部分は非常に大事だと思っておりますので、もちろん視察も行ってまいりたいというふうに思っておりますし、検討の場をつくって、その中で我々としてどういう支援ができるのかというところ

ろを検討したいというふうに思っております。

○山川典二委員 どうもありがとうございました。

委員の皆さん、ありがとうございました。

○瀬長美佐雄副委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程等について協議した結果、別添視察調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、案のとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瀬長美佐雄副委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から視察調査資料については今後タブレットに掲載し、紙資料の配付を省略することを説明して、各委員の了承を得た。)

○瀬長美佐雄副委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

次回は、10月7日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。



沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

副 委 員 長      瀬 長 美佐雄